

第三編
近
世



筆子塚・弘化三年
(瀧門寺)

第一章 領主支配の変遷と真鶴

第一節 近世社会の幕開け

大久保忠世の

小田原入城

一五九〇年（天正一八）七月、小田原北条氏が滅亡したその月のうちに徳川家康は関東に入部した。この時家康に与えられた領国は、伊豆・相模・武蔵の全域と、下総・上総・上野の大部分に下野の一部を加えたもので、その所領高は二四〇万二千石であった。もっとも後に家康の関東入部は八月一日のこととされ、八朔の祝儀と重ね合わせることでこの日は江戸幕府の重要な年中行事の一つとなっていく。ともあれ、この家康の入部によって関東の支配関係は一変し、新たな時代を迎えることとなった。関東における近世の幕開けである。この時北条氏の本拠地であった小田原城を拝領したのが大久保忠世^{ただよ}であった。

大久保忠世は徳川家譜代の名門大久保氏の嫡男として、一五三二年（天文元）三河国碧海郡上和田郷（愛知県岡崎市）に生まれた。一五歳で初陣して以来、数々の戦功をあげた忠世は、譜代の家臣のなかでも武功派の武将として次第に頭角をあらわしていった。とくに一五七五年（天正三）の長篠の戦いで徳川家康・織田信長の連合軍が武田勝頼を破って以降は、遠江二俣城（静岡県天竜市）の城主を任されていた。忠世はこの二俣城から足柄上・下郡内に約四万石の領地を与えられて小田原城に入ったのである。時に五九歳であった。

もはや老齢の域に達していた忠世が小田原城を拝領するにあたっては、その戦功もさることながら、東国の押さえである小田原の地を任せるのに、忠世以外に誰がその器にかなうものがあるうか、という秀吉の言が家康を動かしたという話が伝わっている（『相中稗記』）。真偽のほどは定かではないが、いずれにしろこの時の家康の家臣団の配置は明らかに東北の大名を警戒する布陣を敷いており、実質上西への守りは忠世の拠る小田原城に任されていたことは確かであった。それだけに小田原城に入城した忠世にとってまず何よりの急務は、戦乱で疲弊した村々を復興し、新たな支配を貫徹する体制を整えることにあった。

関東の雄北条氏の滅亡という大きな歴史の転換のなかで、新たな領主を迎えた当地の人々がどのような心持ちであったのか、それを伝える史料は一切残っていない。すでにこの合戦の準備のために城の修築などの夫役が大量に動員され、あるいは兵糧の調達などによって村々は極度に疲弊していた。真鶴周辺でも大量の船や水主が動員されたことであろう。そして二万とも二万ともいわれる秀吉の大軍が小田原城を包囲した時、真鶴周辺の村々からは大挙して押し寄せてくる軍船が、遠目にもはっきりと見えたはずである。その勝敗が決した時、おそらくは戦火がやんだ安堵感と新たな領主に対する不安感とが複雑に交差していたであろう。そこから新たな出発ではあったが、三か月におよぶ合戦のあとではこれも一筋縄ではいかなかった。すでに、北条氏の城下であった小田原もその滅亡とともに一挙にさびれていったという。忠世の眼前にはそうして荒れ果てた城下と村が広がっていたのである。

天正検地と 明けて一五九一年（天正一九）、小田原城主となった忠世は早速領内の検地に取りかかった。現在地支配

在この時の検地帳が一〇冊、酒匂川の沿岸と東側の山間部を中心に伝来している。このなかでもっとも早い篠窪村（大井町）の検地帳には一月の日付があり、もっとも遅い柳川村（秦野市）の検地帳が二月一

八日となっている。まさに寒風吹きすさぶなかでの検地である。それだけ検地が急がれたのも、北条氏の遺制を断ち切って新たな支配体制を貫徹させるためであった。すでに徳川家康は、江戸に入部した直後から伊豆・武蔵・下総を手始めに検地を実施しているが、大久保氏の領内検地もまたその延長線上に位置するものであったのである。

現存する検地帳によると、田畑・居屋敷一筆ごとに字名、等級、反別、名請人の記載がある。反別の丈量には一反を三〇〇歩とする太閤検地の原則が貫かれているが、「畝」は用いられておらず、二〇〇歩を大、一五〇歩を半、一〇〇歩を小としてまとめる小割制という表示方法が用いられている。ただ、表記そのものについては縦横の間数の有無、等級の相違など、同時期・同領域の検地でありながら村によって異同がみられる。また、検地帳のなかには「当不」「荒」「半不」「寅不」「永不作」「年々不」といった表記が頻繁にみられ、戦乱で荒廃した耕地の現状を垣間みることができる。

ともあれ、この検地の実施によって大久保氏は領国支配への第一歩を印したのである。そもそも検地をして一筆ごとの田畑・居屋敷を丈量するということは、その生産力を把握することが可能となるばかりでなく、各田畑・居屋敷に反当たりの生産高・石盛を乗じることによって年貢収取の基礎を定めるとともに、村高という形で村の規模を把握することを可能にしたのである。それは村の範囲と村境を明確にすることでもあった。いわゆる村切りである。また名請人としての登録は、在地に住居して多くの農民を使役していた土豪や地侍層を「百姓身分」として確定するとともに、彼らがその支配下の農民に対して行使していた権限そのものを大きく後退させることとなった。さらに一地一作人の原則によって、現実の耕作者を名請人として登録することにより、彼らに使役されていた農民たちも可能な限り検地帳に登録されることになったのである。とはいえ、それで旧来の有力農民の権

限が一掃されたわけではなく、検地の結果として村人の所持地は、少数の有力農民が大部分の土地を所持する反面で、零細な所持地しか持たない農民を大量に産み出すこととなった。この時の検地帳を分析した結果によると、いずれの村でも四反以下の所持地しか持たない農民が全体の六〇%から七〇%強を占めていることが確認できる。ともあれ、こうして村は「百姓」だけが住む村となり、行政上の基礎単位として位置づけられていったのである。近世社会の根幹をなす兵農分離の推進である。

残念ながら、現在の真鶴町に含まれる真鶴村にも岩村にも、さらには周辺の村々にも天正の検地帳は一冊も残されていない。したがって、当地方の天正検地のあとをたどることは不可能ではあるが、ただ、この時の検地が果たして全領を対象としていたかどうかは疑問であろう。新領地における急激な変革に対しては、在地の反発が予想されたであろうし、そもそも当時総検地を行なうだけの余裕があったかどうかも疑問である。ただ、少なくともこれらの検地によって、北条氏の領地支配の基本であった貫高制から石高制への移行がはかられたことは確かであったと思われる。

石高は統一政権に対する各大名の軍役負担の基礎でもあり、当時はそれを把握することが急務であったから、豊臣政権からの要請によって早急に領内を石高によって把握する必要があったと考えられる。これらについては今後の検討に待たなければならないが、いずれにしろ、そうした側面をはらみつつも、天正検地の実施によって大久保氏の領国支配の基礎が固められたことは間違いないところであろう。

こうして村切りが進み、行政村としての近世の村が成立してくると、当然ながらそれを支配するしくみが必要になってくる。近世の村は何より年貢や諸役を徴収するための基本単位であったし（村請制）、武士のいない村を安定的に運営するためには、そうした業務を請け負う役人を村のなかに置いておく必要があった。そこで大久

保氏は、北条氏の勢力がまだ色濃く残る村のなかで、地侍や土豪の系譜をひく有力な農民や、土着した北条氏の旧臣などをこうした村役人に取り立てていったのである。

『新編相模国風土記稿』にはそうした系譜を持つ旧家が多数書き上げられている。真鶴村の台右衛門家は、代々里正を勤めた家柄で、台右衛門家と半左衛門家は真鶴村の草分、すなわち村を開発した家であったという。このあとに、石橋山の合戦で敗れた源頼朝が鴟窟に隠れていた際に、食事を捧げたことから五味という苗字をいただいたという伝承が続くのであるが、小田原藩領の村々にはこうした由緒を持つ旧家が多くみられるのである。周辺の村々でも例えば、隣村の福浦村（湯河原町）の浦右衛門はやはり草分の家で、代々名主を勤めていたという。また、根府川村（小田原市）の広井家は北条氏の、土肥宮上村（湯河原町）の佐藤家は武田氏の家臣の系譜をひく家柄であると記されている。大久保氏は彼らを名主役に登用することで、北条氏の遺制を利用しつつも、これを自らの支配下に組み込むことによって、新たな村落支配を推進していったのである。

こうして近世の村への転換と新たな村落支配が、いっぽうで城下町小田原の再建や領内の神社統制などとともに、後藤弥次兵衛や天野金大夫といった家老の手で進められていった。しかしながら忠世はその成果を見届けることもなく、一五九四年（文禄三）九月、わずかに城四年で病没している。享年六三歳であった。

大久保忠隣 忠世の跡を継いだのは嫡男治部少輔（のち相模守）忠隣^{ただか}である。すでに忠隣は、家康の関東入国城主となるの際に武蔵羽生（埼玉県羽生市）に二万石の領地を与えられていたが、家督を継ぐにあたって、

小田原の領地四万五千石と合わせて六万五千石を領有することになった。

忠隣は一五五三年（天文二二）に三河国碧海郡上和田郷（愛知県岡崎市）で生まれた。父忠世がそうであったように忠隣もまた、一五六三年（永禄六）に起こった三河一向一揆との対戦に一一歳で初陣を飾って以降、数々

の戦功を上げ、武功派を代表する武将の一人として成長していった。同年、見いだされて家康の近習となり、一五九三年（文禄二）には秀忠付の家老となっている。そして一六〇五年（慶長一〇）に秀忠が將軍となって以後は、幕府の年寄職（のちの老中）として、創業期の幕府を支える人物の一人となっていたのである。

忠隣は、領国経営の課題は、在城わずか四年で病没した父忠世の施策を受け継いで、領内の復興をさらに推進するとともに、新たな支配の方式を定着させること、領内の開発を進めて国力を増強することにあった。そこで忘れてならないのが、足柄平野を貫流する酒匂川の治水政策である。

山間部から平野部にかけての高低差に比して、平野部から海にいたる距離の短い酒匂川は、そのためにたびたび洪水を引き起こし、あばれ川の異名の高い川であった。水を治める者は国を治めるのたとえ通り、酒匂川の水を治め、利することは、領国の安定化と強化のために必須の条件だったのである。そこで忠隣は、平野部への出口にあたる大口の地（開成町）に五五〇間（九三五メートル）の大堤防を築いて、安定した川道をつくることに腐心した。この大口堤と対岸の岩流瀬堤（山北町）、さらに岩流瀬堤の水除として築いた春日森堤（山北町）の三堤を相互に連関させることによって水を制御しようとしたのである。また、流域には遊水池の施設を備えた霞堤を築くことによって、洪水による被害を最小限に止めようとしたのである。

こうして酒匂川の治水政策を進めるいっぽうで忠隣は、この水を用水として利用するための政策もあわせて推進している。著名なのは酒匂堰である。西大井村（大井町）で酒匂川の水を取水し、左岸一七か村の水田を潤す酒匂堰は、流域の耕地の安定化と新田の開発のために欠かせない施設となった。実際この治水と利水政策によって、この後足柄平野の開発は一挙に進んだのであった。

領内の復興と開発の推進を受けてのことであろう、忠隣は一六一一・一二年（慶長一六・一七）の両年にわた

って領内の検地を実施している。現存する検地帳でみる限り、反別の丈量に小割制が用いられるなど、その表記は基本的に天正検地のものとかわらない。ただ、これらの検地帳の内容や、表紙に「押詰帳」と記されていることが多いことからすれば、この時の検地は以前の検地の部分修正か、再検地、あるいは検地が施行されなかった村に対して行なわれたものであったと思われる。いずれにしろ、これも大久保氏二代にわたる政策の一定度の成果を示すものであろうし、その意味で領内の支配も一応は順調に推移しているかにみえた。

忠隣の改易

一六一四年（慶長一九）一月、忠隣はキリシタン弾圧のために京都に出張していた。前年の一二月に幕府がキリスト教の禁止を決定したことを受けて、將軍秀忠の特命により当時キリスト教が盛んであった京都の糺明にあたったのである。江戸幕府によるキリシタン弾圧の端緒となるものであった。

一七日に京都に着いた忠隣は、早速翌一八日にキリスト教の教会二か所を焼き払い、宣教師らを追放処分としている。ところが明けて一九日、突然忠隣は改易に処すべき旨の通告を受けたのである。忠隣は城明け渡しの上、近江国栗太郡中村郷に五千石の知行地を与えられて蟄居、これに連座して三男忠勝、四男忠長は武蔵川越（川越市）に配流、嫡孫仙丸（のちの忠職）も封地の武蔵騎西（埼玉県埼玉郡）で蟄居という厳しい処置であった。時に忠隣六三歳、父忠世の享年に達していた。

忠隣の改易については当時もさまざまに取りざたされていたが、その真相は今も明らかではない。『駿府記』によると、この前年に忠隣の養女を山口重信に嫁がせた際、大御所家康と將軍秀忠の上意を得ていなかったことが問題となったと記されている。また、忠隣の庇護を受けて民政や鉱山開発などに奉行衆や代官頭として辣腕をふるっていた大久保長安が、前年の四月に没した後、生前の不正や謀反の嫌疑によって遣子ともども処罰を受けた、いわゆる大久保長安事件に連座したものと、あるいは馬場八左衛門という武士が、大久保事件に関連して

忠隣に謀反の意志があることを家康に密告したためともいわれている。ただ、これらの事件の背後には、当時吏僚派の代表として権勢を誇っていた本多正信がいたともいわれ、この正信とその嫡男正純と忠隣との不和が原因であったというのが通説的な理解である。すでに、一六〇〇年（慶長五）八月の信濃上田城（長野県上田市）攻めの際に、忠隣の家臣の抜け駆けを正信が処罰したことや、家康の後嗣をめぐる、秀忠を支持した忠隣と秀康を推挙した正信とが対立したことなどから両者の溝は埋めがたいものとなっていたという。その後正信・正純親子らの吏僚派が政権の中樞を担うようになって、忠隣との対立が一举に表面化したというのである。

ともあれ、これによって、忠世・忠隣の二代二四年にわたる大久保氏の治政は一旦幕を閉じることになった。これを前期大久保時代と称している。この後一六一九年（元和五）から一六二三年（同九）の間、上総国大多喜（千葉県大多喜町）三万石から転封してきた阿部備中守正次まさつぐが一時城主となったが、それ以外は小田原城ならびに領内は幕府の支配下に置かれ、諸将が交代で城番を勤める番城となった。通常、正次が城主となった時期を境として、第一次と第二次の番城時代に分けている。もっとも番城時代といっても領内は幕府の直轄領であったから、実際の支配は幕府の代官が行なっていた。第一次の番城時代には中川勘助安孫や八木次郎左衛門重朋しげとも、また第二次番城時代には守屋佐大夫行広・八木重朋・森川六左衛門長次といった代官が確認できる。

第二節 稲葉氏の治政と村の確立

稲葉正勝の小
田原城拝領

一六三二年（寛永九）十一月、長らく番城となっていた小田原城は、九年ぶりに新たな主人を迎えることになった。三代將軍家光取り立ての年寄として異例の出世を遂げていた稲葉丹後守

正勝である。

正勝は稲葉正成の三男として一五九七年（慶長二）、京都で生まれた。母は家光の乳母として著名な春日局で、正勝の栄進もこの春日局の威勢によるところが大きい。一六〇四年（慶長九）には八歳で家光に近侍し、その後小姓番組頭、書院番組頭を経て、家光が將軍職を継いだ一六二三年（元和九）には丹後守に叙任するとともに、家光付の年寄として加判の列に名を連ねることとなった。時に二八歳の若さであった。そして一六二八年（寛永五）には父正成の死去を受けて、その遺領の下野真岡（栃木県真岡市）二万石を継ぎ、それまでの采地二万石と合わせて四万石の大名となった。小田原への転封は、この真岡からさらに四万五千石の加増を受けてのことで、正勝は合わせて八万五千石の大名となったのである。三六歳の時であった。

正勝の小田原入封が決まる直前の六月一六日、当時肥前小倉（福岡県北九州市）の城主であった細川忠利は、懇意にしていた旗本の榊原職直（書院番組頭）に宛てた書状のなかで、当時の正勝の様子を「丹後殿出頭花がふり申候」と表現している。この時期に正勝が幕政のなかで出世していくようすを表現したものであるが、母春日局の力が大きかったとはいえ、そもそも正勝のようなタイプの大名は、戦功によって出世を果たしていた戦国時代とは違い、將軍に近侍してその信任を得て栄進を遂げていくという意味で、徳川の体制がまさに確立してくる時代に相応じた新しいタイプの大名であった。とくにこの年の一月二四日には大御所秀忠が死去しており、その遺老である酒井忠世、土井利勝、酒井忠勝らに対抗するためにも、家光恩顧の大名のなかで筆頭の位置にあった正勝が重用されたのである。それは家光の御代始めの政策として、年寄層の再編を示すものであったし、その正勝を小田原に移封し、東海道第一の要害と謳われた箱根関所の警衛を任せしたのは、まさに家光政治の幕開けを告げるものであったといえよう。

ところが、正勝が小田原に入部した翌年の一六三三年（寛永一〇）一月一日、前途の多難を象徴するような事件が起こった。未明に関東を襲った大地震によって、小田原宿は全壊し、小田原城も天守閣が傾くほどの大被害を被ったのである。すでに小田原城は小田原の役の後、大外郭が破壊され、忠隣が改易となったときも外郭をはじめ城内の一部まで破壊作業が行なわれていた。その後しばらく番城時代が続いたから、これを近世の城として新たに造り変えていくことも稲葉氏に課せられた課題であった。この地震によって城、そして城下町の建設は、まさにゼロからの出発となったのである。

そして翌一六三四年（寛永一一）の年が明けると、さらに大きな衝撃が小田原城を襲った。一月二五日、江戸において正勝が三八歳の若さで亡くなったのである。家光の大きな信頼にこたえることができなくなったことはもちろんであるが、足を踏み入れたばかりの小田原についてもほとんど何も手を下すこともなく正勝は、帰らぬ人となってしまった。藩政そのものが抜本的な変更を迫られることになったのである。

稲葉正則藩

主となる

正勝の遺跡を継承したのは、当時一二歳であった嫡男正則である。正則は一六二三年（元和九）江戸で生まれたが、四歳の時母を亡くしたために、以後七歳まで大奥の春日局のもとで養育されている。若年の藩主に対して小田原藩領の相続がそのまま認められたのは、もちろん家光の乳母であった春日局の恩顧によるものであった。正則の相続については家光自身がその後見となっているのである。

生まれつき病弱で、成人してからも体調がすぐれないことが多かったという正則であるが、意外なことに一六九六年（元禄九）九月に死去するまで七四歳の長寿を全うしており、藩主としての在任期間は一六三四年（寛永一一）から一六八三年（天和三）までの四九年間におよんでいる。この後一六八五年（貞享二）一二月に稲葉氏は越後高田（新潟県上越市高田）への転封を命じられるから、稲葉氏小田原藩の時代は正則の時代といっても過

言ではない。その治政はまさに小田原藩の藩政が確立し、それにつれて領内の村々も近世の村として確立してくる時代であった。

また正則は、一六五八年（万治元）に三四歳で幕府の老中に就任しており、以後一六八一年（天和元）に五八歳で辞任するまで、二四年の長きにわたって幕閣の中心として幕政を運営していった。そのため一六六三年（寛文三）には伊豆国東浦、相模国中郡筋・三浦領、武蔵国野方筋で一万石の加増を受け、一六八〇年（延宝八）一月に月番老中としての加判を免ぜられた際には、伊豆国加茂、駿河国駿河において一万五千石の加増を受けている。これによって小田原藩は、総計一一万石におよぶ関東でも有数の譜代藩として、その地位を確立していったのである。

正則が老中を勤めた期間は、ほぼ四代將軍家綱の治政と重なっている。当時の幕閣は、「下馬將軍」と称されていた大老酒井雅楽頭忠清が、家綱の信任を得て権勢を欲しそのままにしていた時代で、正則も幕閣では忠清派の一人として家綱の補佐にあたっていたのである。この時代はまた、大名の家、とくにその格式が確立してくる時代であり、幕政の運営にも門閥譜代による幕閣の政治体制が確立した時代であった。

このように幕藩制という社会体制そのものが確立してくる時代に正則は、小田原藩主として藩政の確立と領内支配の確立に努めたわけであるが、それはいったいどのようにして行なわれたのであろうか、詳しくみていくことにしよう。

寛永検地と
万治検地

正則が弱冠一二歳で藩主を襲封した直後は、おそらく田辺権大夫らの家老を中心とした集団指導体制がとられたことと思われる。そうしたなか、小田原藩は一六四〇年から四一年（寛永一七・一八）にかけて領内の検地を実施している。この時の検地は先の天正・慶長検地と違って、小割制ではなく畝歩

制による丈量が採用されているが、現存する検地帳の表紙には慶長検地帳の「押詰帳」と同様の意味をもつ「地詰帳」の文言がみられる。地詰とは、方法的には一般の検地と同じように竿入れを行なうが、田畑の等級や村高・石盛などは変更せずに、単に反別を丈量してその広狭を改め、修正する検地のことで、地押または地坪などともいう。

実際に慶長の検地帳と寛永の検地帳が残っている村で双方を比較検討してみると、例えば山間部に位置する柳川村（秦野市）では、慶長期に比して畑方の筆数が二八〇筆も増加していることが確認できる。これに対して、早くから開発が進んでいた平野部の金井島村（開成町）では、田畑の筆数はあまり増えていないが、一筆あたりの面積が増加しているのである。また、名請人については、柳川村では慶長期より二四人増加し、しかも全名請人のうちの八割が屋敷持ちであった。いっぽう金井島村では田畑の面積同様に名請人自体の増加はみられないが、それでもやはり八割をこす名請人が屋敷持ちとなっているのである。屋敷地の名請が認められるかどうかはその名請人が一軒前の百姓として認められたかどうかの指標となるものである。もちろん村内の百姓の身分構成はそれだけで決定するものではないが、少なくともこれは本百姓の下に従属していた門屋と呼ばれるような農民が徐々に自立していった過程、あるいは分家として創出された農民が百姓として認められていった過程を示しているといえよう。

このように地域によって開発の状況も、百姓の階層構成の進展も異なっていたのであるが、寛永の検地はそれらを可能な限り調査して現状を把握しようとしたものであったといえよう。その意味では不十分であったともいえるし、そこに再度の、しかも徹底した総検地が日程にのぼってくる必然性があった。

総検地が具体的な日程にのぼったのは、一八五六年（明暦二）八月のことである。この二六日に正則は「御領

分惣検地ふろくニ在之」ということで、年寄・奉行・郡奉行に対して検地実施についての諮問を行なっている（『県史』資料編4 No.75）。「ふろく（不陸）」とはふぞろいである、平らでないといった意味で、それ自体藩当局が総検地の不徹底を自覚していたことを示すものである。そして八月晦日には翌年に総検地を実施することが正式に決まったが、理由は不明ながら、結局翌年の総検地は中止となり、実際に検地に着手したのはその翌年、一六五八年七月中旬のことであった。七月二三日には元号が明暦から万治へと変わっている。いわゆる万治総検地である。

この万治元年に総検地が始まったということは特別な意味をもっている。というのも、この七月一日に正則は、初めて評定所に出座し、閏一二月二九日には正式に老中に就任しているのである。とすれば、それにとまなう財政負担の増大は目にみえている。すでにこの一六五〇年代の承応・明暦期には年貢収奪も頭打ちになっていたから、新たな財源を確保するためには検地による大幅な打出しが要請されたのである。いうまでもなく、近世初頭は歴史上かつてない大開発の時代であったから、それを藩財政のなかに吸収しようということである。寛永検地の結果はそれを意図するに十分なデータを与えていたことであろう。さらに検地の結果に応じて村高を引き上げれば、それに応じた役負担や雑年貢などの上納物を増徴することもできる。そのためにはそれを担う百姓層の増加を進めなければならないことはいうまでもない。

万治総検地は三か年の歳月をかけて、それこそ領内の村々のすべてをくまなく、厳密に行なわれた。そのため検地役人に対しては、検地に臨む際の厳しい態度と公平さが求められたし、案内をする村役人に対しても依怙（よこい）風（ふう）や検地役人への贈答行為が厳禁され、それを誓った起請文の提出が求められた（『県史』資料編4 No.85・86）。『新編相模国風土記稿』によれば、真鶴村も岩村も一六五九年（万治二）に検地が行なわれたと記されている。

領内の村々にはこの時の検地帳が比較的よく保存されているが、残念ながら真鶴村にも岩村にも検地帳は伝来していない。しかしながら、他村の検地帳を分析した結果によると、その特徴として耕地面積、石高・村高、屋敷持ち百姓の大幅な増大がみられる。それはまさに、先に述べた検地の意図を体現するものであった。それを証明するかのように、領内の各村の年貢高は、この検地の直後から寛文の末年にかけて、近世を通じて最高の額を計上していくことになるのである。おそらくは真鶴・岩の両村も同様であったことであろう。

この万治検地がいかに苛酷であったかを示すものとして、関本村（南足柄市）の下田隼人の義民伝承がある。これは一六六〇年（万治三）に命じられた麦租の徴収に対して、その撤回を求めて下田隼人が、足柄上・下郡の村々の代表として越訴におよんだという事件である。この麦租の具体的な内容については不明である。またこの越訴事件についても当時の史料が一切残っていないために、真相は闇のなかである。ただ、これから一六七年後の一八二七年（文政一〇）に、関本村が下田隼人の施餓鬼供養を計画して、郡中に参加を呼びかけた「奉納帳」が残っているだけである（『南足柄市史』2 No.206）。とはいえ、義民下田隼人に関する伝承の生命力、ひいては万治総検地の苛酷さがいかに後世まで語り継がれていたかということを示すには十分であろう。

検地と村高

また、この時の検地は慶長期や寛永期の検地と違って大幅な村高の増加をとまっている。一六七二年（寛文一二）の真鶴村の村鑑には今高と先高の記載があり、それぞれ今高は二八三石四一六、先高は一・一石四一六となっている（『資料編』近世 No.1）。このうち先高は「小田原領西筋村々高ノ帳」（『南足柄市史』2 No.1）に記載された村高と同じである。他村の村鑑にみえる先高も同様であるが、この「小田原領西筋村々高ノ帳」の村高は寛永の初年までさかのぼることができるという。少なくとも先高が万治検地以前の村高であること、そして今高が万治検地以後の村高を示すことは間違いない。とすれば、真鶴村では万治検

地によって村高が実に二・五倍にもなったことになる。その反面で寛永検地ではこうした村高には基本的な手をつけなかったことが推測される。それはまさに地詰（地押）として行なわれた検地であったことを示すのである。そして問題は、この今高がこれ以後の史料に記載されている村高のどれよりも大きいということである。

ちなみに村高には幕府が所領の宛行や軍役の賦課基準とした高である朱印高と、検地による打出しや新田を加えた藩内部の高Ⅱ内高がある。とはいっても、これも調査の基準によってかなり異同がある。幕府は全国の村を把握するために、一六四四年（正保元）、一六九六年（元禄九）、一八三五年（天保六）の三度、国絵図の作成とともに「郷帳」の編集を命じた。国郡単位に村高と村名を記したもので、このうち「元禄郷帳」と「天保郷帳」が現存している。しかしながら、両者は記載の基準が違っており、「元禄郷帳」はいわゆる朱印高を示しているのに対して、「天保郷帳」では小田原藩の場合、内高に寺社領を加えた高を計上している。

真鶴村と岩村の場合、それぞれ「元禄郷帳」が一六一石一六、六三石五〇一、「天保郷帳」が二八三石五五、一五〇石四五一となっている。この「元禄郷帳」の村高は、藩主が稲葉氏から大久保氏に引き継がれた際の引渡書の朱印高と同じである（『県史』資料編4 No.10）。また明治政府が明治初年に調査した『旧高旧領取調帳』によれば、寺社領を除いた真鶴村と岩村の村高は二七八石七四一、一四七石一〇四である。これに寺社領を加えれば「天保郷帳」と同じ高になるわけである。さらに一八五五年（安政二）に藩領の組合村々の村高を書き上げた帳簿によれば、真鶴村と岩村の「朱印高」はそれぞれ二二八石二七一、一〇三石八四九となっており、「割付高」（組合高と思われる）はそれぞれ『旧高旧領取調帳』の寺社領を除いた高と同じである（『小田原市史』近世Ⅱ No.1）。

これ以外にもいくつかの村高を確認することができるが、いずれにしても一六七二年（寛文一二）と一六八〇

年（延宝八）前後に作成された各村の村鑑に記載された今高は、これらのどの村高よりも高い数値を示しているのである。それはこの今高が、その後内高としてもそのままは用いられなかったことを示すのであるが、それだけに万治検地の苛酷さを物語るものでもあろう。もちろん村高の大幅な増加は、田畑面積の大幅な増加（打出し）がはかられたことを示すものである。しかしながら、小田原藩領では年貢徴収の方法としては反取法が用いられていたから、村高の増加が即年貢の増徴につながるというよりもむしろ、先にも述べた通り諸役負担の単位を増やすという意味が大きかったといえよう。それもまた、万治検地の大きな目的の一つだったのである。

稲葉氏の郷

中条目

一六五四年（承応三）二月一二日、領内各村の名主・組頭は小田原城二之丸の台所に呼び出され、奉行人・郡奉行・代官から一通の「御法度書」を見せられた（『県史』資料編4 No.57）。「承

応三年十二月十三日之御書出」とも呼ばれるこの御法度書は、村々の百姓が守るべき簡条を書き上げたもので、稲葉氏の地方支配に対する基本姿勢を示すものであった。通常これらを郷中条目と呼んでいる。各村の名主・組頭は、この郷中条目を拝見すると本紙に印形を押し、一通ずつ写を受け取って城を後にしている。

この郷中条目は一二か条からなるもので、発給者は美濃、すなわち藩主の稲葉正則であり、奥書として奉行人・郡奉行・代官が各村の名主（庄屋）・組頭に宛てる形式をとっている（『同前書』No.58）。この郷中条目が稲葉氏の治政を通じての基本法令であったことは、一六八〇年（延宝八）の七月五日にこれが再達されていることから明らかである（『同前書』No.217）。もっとも、再達された郷中条目の発給者は家老の稲葉酒之允・稲葉伊織・田辺権大夫であり、条文も一か条追加されて一三か条となっている。

郷中条目の第一の主眼は隠田の摘発にあった。すなわち第一条目では田畠山野の隠田に対しては死罪、あるいは過料という厳しい処分を申し渡し、第二条目では山欠・川欠地などの再開発地や新田開発地を隠しおいた場

合、これまた籠舎か過料を申し渡すとしているのである。これがこの六年後に行なわれた万治総検地の基本方針でもあったことはいうまでもない。郷中条目が再達されたことにも示されるように、隠田の摘発は稲葉氏の治政に一貫した方針でもあった。

その上で耕作の出精(第三・四条、以下条数を数字で示す)や道橋の普請(6)といった勸農の推進、さらには他領との争論の処理(8)、他領奉公の規定(9)などを定め、これらの連帯責任を庄屋や五人組にも負わせることで、支配体制の整備をはかっているのである。そのためにこうした条目の定型として、庄屋・年寄に対する惣百姓の非分、庄屋・年寄自身の私曲(11)、さらに郡奉行や代官、諸役人の依怙蟲眞や非分を厳しく戒めている(12)。ちなみに再達令では、郷中や新田に他所者が入植する際に、その者の本国や生国、以前の在所を吟味し、怪しい者を入れないようにせよという箇条が追加されている。

浦方高札

郷中条目の再達に際しては、これと一緒に村方と浦方の高札の文面についても通達が行なわれている。一六五四年(承応三)に郷中条目が出された際にも、新たに翌年の一月から建てる予定の高札の趣旨について申し渡しが行なわれているが、その具体的な内容は不明である。おそらく再達の時と同じように、村方と浦方に対する規定であったと思われるが、いずれにしろ、郷中条目と高札は一つのセットになったものであったことは確かであろう。

村方高札は七か条からなっている。その主眼は治安対策にあり、悪党人、放火人・強盗・殺害重科の輩、徒党を厳科に処することを明言し、手負の者または不審なる者などへの注意を喚起している。問題は浦方高札である。真鶴浦には小田原浦千度小路とともに、浦方高札を掲げる高札場があって、公儀の高札と藩独自の高札が掲げられていたのである。

浦方高札は五か条からなっている。第一条目には公儀高札の趣旨の遵守、すなわち同時に掲げられている幕府の高札の趣旨を守ることが述べられ、以下遭難の船に対する助船の規定、不審な船の注進、関所の近辺であることから乗船人や積み荷に気をつけること、そして寄船や漂流物の注進といった箇条が続いている。実はこの五か条の内容自体は、すでに船手への「御法度書」として一六四八年（慶安元）三月に申し渡されたもので、これを高札に合わせて援用したものであった（『資料編』近世No.23）。また、幕府は一六二一年（元和七）以来海難救助を中心とした浦方高札をたびたび出しているから、真鶴村の公儀高札もその時々に応じて掲げられたのである。ちなみに一六六七年（寛文七）閏二月一七日の「条々」は、①遭難した廻船に助船を出すこと、②船が破損した際にはそれに近い浦の者が荷物や船具などを取り揚げ、そのうち浮荷物については二〇分の一、沈荷物については一〇分の一を取り揚げた者に与えること、③沖にて荷物を流した際には、着船の湊においてその所の代官・手代・庄屋の穿鑿（せんさく）を受け、船に残った荷物や船具などの証文を出すこと、④湊に長らく船を繋いでいる輩があれば、その子細を尋ね、日和次第に早々に出船すること、⑤御城米を運ぶ時は船具・水主などが不足している悪船に積まないようにすること、また日和のよい時に船を破船させれば、船主・船頭の曲事とすること、⑥寄船ならびに流れついた荷物については、半年が過ぎれば取り揚げた者に与えること、⑦博奕（ばくち）や賭（か）之諸勝負を決してしないこと、の七か条からなっている（小田原市立図書館蔵「小田原御府内外山里海陸諸旧記写全」）。

これらからも明らかのように、幕府、藩を問わず、浦方高札に示された浦付の村々の役割としては、沖を通過する船を常に監視して、遭難にあえばこれを助けることが求められたのである。

地方支配のしくみ

稲葉氏の公用日記である「永代日記」や地方の史料をみていくと、藩領を示す文言としてしばしば「西郡（にしごほり）」という文言をみかける。この西郡とは、古代の律令国家を始原とする国郡制とは異なる

る相模国の地域区分で、相模国を東・中・西郡と三浦、津久井に分けて支配していた北条氏の地域区分を受け継いだものである。西郡はおおむね足柄上・下郡の範囲にあたっている。本来大久保忠世が小田原城を拝領した際もその領地として西郡が与えられたものと思われる。この西郡が小田原藩の城付領となるわけである。

稲葉氏小田原藩の時代には西郡と同じように中郡や東郡も存在していた。中郡には大住郡中原村（平塚市）に陣屋が置かれ、複数の幕府代官（相代官）が中郡内の幕領の支配するいっぽうで、河川の普請などには幕領・私領を問わず人足を徴発する権限を有していた。これを中原代官という。また、東郡は当初鎌倉代官、あるいは藤沢代官の管轄下にあったが、のちに中原代官に吸収されていく。三浦郡と津久井県にはこれらとは別に代官が置かれていた。寛文の末年（一六七〇年前後）には、相代官制の解消と陣屋の廃止にともなって次第に国郡制への移行がはかられていくが、少なくともそれ以前の相模国では、西郡を支配する小田原藩と、中郡・東郡を管掌する中原代官、そして三浦代官や津久井代官が相互に関連しながら、相模国一国の支配を行っていたのである。

稲葉氏はさらにこの西郡を、東筋・中筋・西筋というの三つの行政区域に分けて支配していた。中筋はおおむね酒匂川の両岸から北は山北町にかけての地域で、東筋はそれから東側の領分境までの地域、西筋は駿河・伊豆の国境までの地域にあたる。いうまでもなく、真鶴村と岩村は西筋に含まれていた。真鶴方面にはこのほかに片浦筋あるいは土肥筋といった小地域があった。後年には片浦筋は早川・石橋・米神・根府川・江之浦（以上小田原市）・岩・真鶴・福浦村（湯河原町）の八か村を、土肥筋は吉浜・鍛冶屋・宮下・宮上・門川・堀之内村（以上湯河原町）の六か村をさすようになるが、この当時の構成については不明である。おそらくは後年のものと大差はないと思われるが、史料によっては両者を一括して土肥筋と称している場合などもみられる。いずれにしても、これらの小地域は中世の郷庄的なまとまりを近世に引き継いだものとみて間違いないであろう。

稲葉氏の地方支配はまずこの三筋を基本単位としていた。藩の支配機構自体は他藩の場合とほぼ同様で、民政に携わる役人として城下には町奉行二人が置かれたのに対し、村方の支配は四～五人からなる郡奉行が担当した。そして三筋には各筋ごとに二人ずつ代官が置かれ、彼らが年貢や諸役の徴収などの実務を取り仕切っていたのである。また駿河御厨領（静岡県御殿場市周辺）や、のちに藩領として編入された相模三浦領、伊豆東浦領、武蔵野方領などの飛び地領については、そのまとまりごとに個別に代官が置かれ、転封前の旧領である下野真岡や常陸柿岡にはこれらとは別に奉行が置かれていた。各村の名主や組頭あるいは年寄といった村役人は、こうした地方役人の指導のもとで村政の運営を行っていたわけである。もっとも、稲葉期には名主は庄屋とも称しており、両者の名称が混在していることもこの時期の特徴であった。そして村民は、治安の維持と年貢取り立ての円滑化のために、相互監視の組織としての五人組に編成されていたのである。

郡奉行―代官が田畑の年貢や諸役の徴収を中心に民政を担当する役人であったのに対し、山野河海などの高に結ばれない場の管理については、それぞれ山奉行、川奉行、浦奉行といった役人が担当していた。このうち浦奉行は浦々の管理・統制・監視を行なう役人で、浦付の村である真鶴村や岩村は浦奉行の管理下にも置かれていたのである。また、廻船については船奉行が管理し、真鶴村など廻船を所持する村では、その指示によって米穀の搬出や材木・石材の運搬などを請け負った。もっとも、他村を含めて小田原藩領には漁や船を管理する浦名主の類は置かれなかったようである。

本百姓と潜・舟方

開成町金井島の瀬戸家には「小田原領西筋村々高ノ帳」と題する史料が伝来している（『南足柄市史』2 No.1）。これは西筋に属する村々四九か村の村高と家数、さらにその内訳として名主・定夫・本百姓・半役・脇者・職人といった村民の区分ごとに家数を書き上げたものである。年号の記載

がないため正確な年代は不明である。ただ、年貢割付状などの地方文書と比較してみると、だいたい各村の村高は寛永初年以降のものであることから、そのころのものであろうとされている。しかしながら、可能性として、文書成立の上限はそれでよいとしても、実際の作成年代はもう少し時期を下げた方がよいようである。その表題やこれが「西筋」という単位で作成されたことの必然性、しかもこの範囲が稲葉氏が越後高田へ転封したころの西筋と同じであることからすれば、稲葉氏が小田原に入部した一六三二年（寛永九）以降に、藩当局が領内を把握するために作成したと考えた方が妥当であろう。

この史料の基本的な性格は、末尾に西筋の総高から役の免除高を差し引いて役高を決定していること、総家数のうちで本役の家数を算出していることから明らかなように、役賦課の基本台帳として作成されたものである。したがってここに書き上げられた村民の区分は、村内の百姓の諸階層を役賦課の基準にしたがって把握しようとしたものであったといえよう。

まず村役人として名主・定夫（定使）・組頭がある。もっとも、組頭を書き上げているのは久野村（小田原市）と塚原村（南足柄市）の二か村のみである。いずれも千石を越す大村で、村内がいくつかの「組」に分かれていたから、組頭はこれを管理したものと思われる。このことは当時は基本的に組頭は村役人としては成立しておらず、定夫が村役人の地位にあったことを推測させる。本百姓はいうまでもなく、一軒前の自立した百姓で、金井島村（開成町）や門川・堀之内村（湯河原町）には本百姓のかわりに「本役」と記載されていることから明らかなように、役負担の面で本役を勤める家である。また半役は、荻野一色村（南足柄市）や根府川村（小田原市）の本百姓がそれぞれ村継、御番所役により半役となっていることから、何らかの特別の役を勤めているか、あるいは特権として役を半分免除された家ということができよう。ちなみに板橋村・入生田村（小田原市）と湯本村

(箱根町)の本百姓は馬継役によって無役、また鉄砲打ち、すなわち村足輕も無役となっている。これら半役や無役の家を差し引いた本百姓と村役人が本役を勤める家である。その家数の合計は末尾の本役の家数六七四軒とほぼ一致する。こうした本役を勤める家を役屋といい、のちの本百姓と区別するために初期本百姓と呼んでいる。役の具体的な内容は不明であるが、後年の事例からすると、川除や城などの普請役、あるいは往還の継立役などをさすものと思われる。

これに対して脇者は本百姓層に従属する農民で、役は勤めていない。より正確に言えば、役を勤める権利を持たない家である。また、このほかに大工・木挽・木地引・鍛冶・紺屋・桶結・革屋といった職人が書き上げられている。当時は城や城下町の普請などで大量の専門職人や資材が必要であったから、彼らはその職能によって労役に従事したり、資材を納入するといった役を勤めていたものと思われる。

以上が「小田原領西筋村々高ノ帳」から読み取れる在地の諸階層ならびに基本的な役負担の構造である。これらに対して浦付の村である真鶴村や岩村には、さらに特徴的な記載がみられる。つぎに両村の部分を抜粋してみよう。

一高六拾三石五斗壹合

岩村

三十二間

かつき

但肴役有

家数六十六間^(軒)

内 一間

舟持

二間

名主・定夫

三十一間

わきノ者

一高百拾壹石四斗一升六合

真名鶴

家数百六拾九間	内	八拾壹間	舟方
	式間	老間	舟役有
		名主	かち
		わき	
八十五間			

一見して明らかのように、両村には本百姓の家は一軒もなく、これにかわって岩村では潜、真鶴村では舟方の家書き上げられている。潜は「かつぎ」あるいは「かずき」ともいい、海に潜って魚介などを採ることを生業とする者をいう。但し書きで「肴役有」とあるように魚猟を役としていたと考えられ、とくに中世以来当地の特産物であった鮑の採集と上納を行なっていたことが推測される。いっぽう舟方には「舟役有」という但し書きがあり、同様に廻船に関する御用役を勤めていたことが推測される。このほか舟方としては、早川村（小田原市）に八軒、新井村（湯河原町、のちの福浦村）に一一軒あり、類似のものとして岩村に舟持一軒、門川・堀之内（湯河原町）に舟乗二軒が書き上げられている。もっとも、北条氏の時代から船役はすでに金納となっていたから、ここでの船役も、また岩村の肴役も金納となっていたとも考えられるが、詳細は不明である。それにしても真鶴村の舟方の数は突出しており、近世の初頭から真鶴村が海運業によって栄えていたようすがうかがえる。真鶴村と岩村は海村として、まさにその地理的条件や村民の生業に応じた把握が行なわれていたのである。そして両村の「本百姓」はそれぞれ潜としての役、舟方としての役を負担していたために、本来本百姓として勤めるべき役は免除されていたのであろう。

このようにみると、当時の村および村民の把握は、村内の階層性を考慮しつつ、役負担を基準として編成されていたといえよう。また、村の内部に目を移せば、西筋全村二五九二軒のなかで従属農民である脇者が一五八九軒と実に六一%を占めており、村の内部がまだ中世的な階層構造を継続していたことを示している。そし

てこれらが稲葉氏が入部した直後の「現実」であったとするならば、稲葉氏の治政を通じてこうした村や村民の把握のあり方、そして村の階層性はどのように変化したのであろうか。

脇者・柄在
家・無田

表1は「小田原領西筋村々高ノ帳」のうち、明細帳や宗門人別帳によってその後の諸階層の変化がわかる村を抜き出して、編年にならべかえたものである。このうち一六八六年（貞享三）の数值は稲葉氏から大久保氏への領主交代を契機として提出させられた指出帳から抜き出したものである。したがってここまでは稲葉氏の時代ということになる。

表1に明らかなように、ここでの大きな特徴は、本百姓の下に従属していたような下層の農民層の名称とそれぞれの階層の構成比が時代を下るにしたがって大きく変化していることである。「小田原領西筋村々高ノ帳」の段階では、脇者と呼ばれる従属農民層の比率が大きかったことは先に述べた通りであるが、寛文の村鑑によると、脇者といった名称が残っている村自体が少なくなり、かわって柄在家（かればいけ）が主流となつて、これに脇者同様、草切や門屋といった呼称が村によって多少みられるといった構成になっている。さらに一六八〇年（延宝八）を転機として、これが貞享の指出帳になると、水呑ないしは無田といった階層が主流になり、時代が下って大久保氏の支配が浸透してくると、無田が一般的となるのである。千津島村（南足柄市）の一六八〇年の数值は宗門人別帳から得たものであるが、この年には駿河御厨領の村々に一齐に村鑑の提出を命じており、それによってこの段階で柄在家から無田ないしは水呑へとはっきりと変化していることが確認できる。それが延宝期を通じて達成されたものであったとするならば、逆に本百姓・柄在家といった階層把握が長らく稲葉氏治政下の基本的な構成であったことがわかる。

真鶴村の場合、一六七二年（寛文一二）の村鑑では名主二軒、定使一軒、本百姓一五〇軒、柄在家三三軒、鍛

治三軒、商人五軒、祢宜二軒、以下家大工・舟大工・山廻り・紺屋・茶屋・髪結が各一軒となっている。ここでは「小田原領西筋村々高ノ帳」でみられた舟方という名称が一切なくなり、すべて本百姓となっている。おそらく岩村も同様であろう。このことは舟方・潜として村民を把握することが現実的には意味をなさなくなったことを示している。これに対して職人層は鍛冶が一軒だけであったから、それに比べれば、この間の人口の伸びを考慮に入れたとしても、職人層の把握が細かくかつ厳密になっていることが確認できる。しかもこのほかに商人や茶屋・髪結などの諸稼ぎに従事する者や祢宜などの宗教者までが登録の対象になっているのである。実はこれらの調査基準というのは、宗門改めの際の調査基準を援用したものであった。一六五四年（承応三）二月の「在々改様之覚」によれば、宗門改めについては浪人・諸職人・商人・医者・伯業・山伏・神主・道心者・虚無僧などを書き分けるように指示しているのである（『県史』資料編4 No.44）。さらに注目すべきことは、家数を調べる際には「役致し候家」と隠居家、柄在家を書き分けるように命じていることである。したがってこの段階での村および村民の把握もまた、役負担を中心に構成されていたということができよう。職人や諸稼ぎ、さらには宗教者や医者などが把握の対象となったのも、これに準じた処置といつてよい。とくに城や城下町の建設などは稲葉期を通じて行なわれたから、職人の確保は大きな問題であったと考えられる。

後年の史料になるが、一七〇八年（宝永五）の国府津村（小田原市）の指出帳によれば、大工や木挽は国役としてそれぞれ一年に八日ずつ、一月に一日ずつ役を勤めることになっていた。また、桶屋は同じく国役として一年に銀六匁ずつを、紺屋は藍瓶の数に応じて上納金を出すことが定められていた（『小田原市史』近世Ⅱ No.29）。これらは城下町の建設ラッシュがやみ、請負人や日用層の体制が整ってくれば次第に金納化が進み、営業税としての性格が強くなってくる。それによって次第に職人として把握されることはなくなってくるのである。小田原

第3編 近 世

半役	脇者	柄在家	草切	無田	水呑	門屋	店借等	諸職人	その他	合 計
16	114							1		181
16	91									135
	7							1		15
	45							1		72
	50									68
	21									29
	85							4		120
	6									11
	17									29
	31									66
	85							1		169
	120							6		168
	8									13
	30							1		49
	14									21
2	43							1		88
7	39							2		75
		13						2	7	66
			13						1	35
	55	23	4			4		8	10	210
		18						2	6	156
		25							2	34
		12	16						2	60
		12							1	62
		31						18		48
	11	3							1	101
		33						7	9	20
			20							202
										62
				23						65
				23	6				2	21
					9	2		1	3	75
					8					22
					24	12		1	11	92
				38		7	1			90
				28		3		1		68
				9			3			24
				15						54
				16					1	35
				22						64
				3			4			22
				18						43

藩の場合、それは本百姓―無田といった体制が村で確立してくる時期と軌を一にしている。

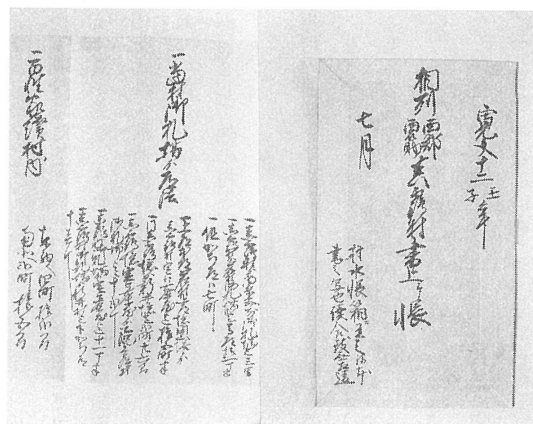
もっとも、無田あるいは水呑といっても、全然土地を持たないというのではない。多少ながらも自己の所持地を持っているものも多かったが、問題は村寄合への参加や入会（いりあい）の利用など、一軒前の本百姓としてのさまざまな権利を持たないということである。柄在家も実態的にはほぼ同じようなものであったと考えられる。また、例えば門屋などは、千津島村の宗門人別帳によると、そのほとんどが最大の有力農民である名主家に付属するものとして登録されているから、柄在家などに比べるとより従属性の強い階層であったと思われる。それらが「役致し候家」と区別されて、すなわち役負担を基準として把握されたわけであるが、その具体的な実態となると不明であると言わざるを得ない。また、なぜ名称自体を変えなければならなかったかも不明である。ただ、職人層を含めてそれらが本百姓（小百姓）―無田という二つの階層に収斂（しゅうれん）されていくとしたら、実態はともあれ、それは人民支配の方式が、役Ⅱ家Ⅱ人を基準としたものから土地を基準にしたものへと変化していったことを示すものであろう。そしてその過程で村内部の階層性は、一つの「家格」として定着していくことになるのである。

さらにより確かな方向性として、脇者↓柄在家・門屋、草切↓無田・水呑と変わっていくのにしたがって、そうした本百姓の下に従属していた農民層が大幅に減少していくといったことがあげられる。それは中世以来の土豪や地侍の系譜をひくような少数の有力農民―大百姓が支配する村から、一定程度自立した小百姓によって運営される村へと村自体が大きく変化していったことを示している。あるいはそれ自体、藩当局による本百姓層の創出過程を示すのかもしれない。いずれにしろ、稲葉氏が支配した時期はまさにそうした変化の転換点であったということができる。

百姓役目の事

稲葉氏の役負担については各村から提出させた村鑑が参考となる。先述したように、稲葉氏は一六七二年（寛文一二）前後に相模の城付領に対して、また駿河御厨領（静岡県御殿場市周辺）に対しては一六八〇年（延宝八）に一斉に村鑑の提出を命じている。真鶴村にも一六七二年の七月に作成された村鑑が伝来しており（『資料編』近世No.1）、岩村には一六七六年（延宝四）の年号をつけた同類の史料が残っている（『同前書』No.2）。岩村の村鑑は前半が欠けてはいるが、内容的には他村の村鑑と同じである。ただ、作成年代が他村と離れているため一考を要するが、一六七二年（寛文一二）閏六月に作成された久野村（小田原市）の村鑑の表紙に、「延宝四年」と記されている事例があるので、村によってはこの年に再提出させられた可能性はある。さらにこれも先述したように、一六八六年（貞享三）に大久保氏が稲葉氏にかわって入部した際に、領内の村々から指出帳の提出を求めている。

村鑑も指出帳もいわゆる明細帳の一種ではあるが、いずれも後年の明細帳にはみられないほど記載内容が多彩である。作成の目的が異なるので、内容や形式に違いがあるのはもちろんであるが、それぞれに各村の百姓が勤めるべき役儀の把握に力点がおかれているという点では共通している。寛文・延宝の村鑑のなかにはこれを「百姓役目」「御役儀仕候事」「御役目之事」としてまとめているものがあり、これらを総合的にみていくことによって、



1672年（寛文12） 真鶴村書上帳

村や百姓が果たすべき負担の構造を描き出すことが可能となるのである。

船役年貢と

一般的に近世における漁村の成立段階では、水主役を負担することが漁村の指標であるとされて
いる。もともと、相模においては船役が基本的な漁業年貢であり、これを負担することが漁業権

水主役

の根拠となったという（『県史』通史編近世（1））。すでに真鶴村が稲葉氏の入部前後には船役を負担していたことは先にみた通りである。また、北条氏の時代にも船役銭がかけられていたことはよく知られている。いずれにしろ、船役や水主役が海運業や漁業を生業とする村を漁村あるいは海村として他の村と区別する重要な指標であったことは間違いない。

表2は現存する村鑑と指出帳のなから、真鶴村・新井村・根府川村の船数と船役年貢の基準を示したものである。船役年貢は船の種類に応じて賦課の額が決まっていた。廻船と丸木船は帆を賦課の単位としていたが、それ以外は船一艘が単位となっていた。廻船は船自体が大きく、規模に差があるため、帆五反から一〇反、一一反から一八反の二段階となっている。当時の小田原藩領の船の帆は筵帆^{むしろ}であったと考えられるが、筵帆一反は、幅三尺（約九〇センチメートル）、長さ六尺（約一八〇センチメートル）ほどの筵（畳一枚に相当）を長さに関係なく縦に何枚かつないだものをいう。船の大きさに応じてこれを横につなぎ、その数によって〇反帆と称して船の規模を表したのである。なお、一六八六年（貞享三）段階での船役年貢は、廻船については三反帆より四反までが一反につき永六〇文、五反帆より一〇反帆までが同じく永九一文、一一反帆より一六反帆までが同じく永一〇〇文となっており、以下天当船が一艘につき永一五〇文、伝馬船が永一〇〇文、橋船が永五〇文となっている。ただし、真鶴村と福浦村（新井村）の天当船は一艘につき永一〇〇〇文であった（「小田原御府内外山里海陸諸旧記写全」）。

第1章 領主支配の変遷と真鶴

表2 村鑑・指出帳にみる船数と船役年貢

	真鶴村	新井村	根府川村	船 役 年 貢
廻 船	43艘	1 艘		帆 5反~10反=1反に付永 91文 帆 11反~18反=1反に付永 106文
小 廻 船		1		帆 1反に付永 60文
丸 木 船	35		2 艘	帆 1反に付永 150文
海 士 船	1			帆 1艘に付永 250文
天 当 船	1	9		帆 1艘に付永 100文
伝 馬 船	8		1	帆 1艘に付永 100文
計	88	11	3	
水 主 役	187人	13人	2人	1人に付銀5匁

註)・『真鶴町史』資料編、『神奈川県史』資料編4、『湯河原町史』第1巻より作成。

・根府川村は寛文11年、真鶴村は同12年の村鑑、新井村は貞享3年の指出帳。

・新井村はのち福浦村と改名。

それにしても真鶴村の船の数、とくに廻船と丸木船の数は際立っている。四三艘ある廻船には、水主一人乗りから三人乗りまで、帆一六反帆から八反までの船があったとあるが、内訳はわからない。領内の全体的な船数を示すデータが不明ではあるものの、真鶴村における当時の海運の盛行を推測させるのに十分であろう。また、丸木船は石材を船積みする際の台船として使われたから、湊が石材の搬出でにぎわっていたようすを想像することもできる。これらは水主の数にも表れている。一六八五年（貞享二）の領内の水主数の総数は六二二人、このうち相模分が三四人、伊豆東浦分が二八一人であったから（『県史』資料編4 No.9）、一六七二年（寛文二二）の真鶴村の水主一八七人は、年により増減があったにしても、ほぼ領内全体の三分の一弱、相模だけでは実に半分以上を占めているのである。これらの水主は藩に所属する御手水主に対して浦水主と呼ばれ、船奉行による支配の下、毎年人数改めを受けることになっていた。この人数に応じて水主役として一人につき銀五匁が徴収されたのである。

御肴十分一

漁業を生業とする村であれば、その魚獵稼ぎに対してかけられる運上金もまた重要な漁業年貢の一つであった。一種の営業税である。真鶴村には紀州大崎村（和歌山県下津町）から来て鱸網漁を行なっていた与次兵衛、泉州堺（大阪府堺市）出身で鯛長縄漁に従事していた与七郎という二人の出稼ぎ漁民がいたが、彼らは運上金を上納することでそれぞれ漁をする権利を得ていたのである。また、「永代日記」には一六五四年（承応三）六月一二日の記録として、岩村の鮑運上を江戸の町人が落札して請け負った記事が載っている。しかしながら、彼らは出稼ぎの漁民、江戸の町人であって村の人間ではない。現存する村鑑や指出帳をみても村にこうした運上金が課せられた形跡はみられないのである。ただ岩村の場合は、稲葉氏の入部前後には潜として把握された村民が肴役を負担していたことが確認されるものの、その後石切稼ぎに比重を移したために、漁業自体が途絶えてしまったという事情がある。これに対して真鶴村でも同じように石切稼ぎや、あるいは廻船業が栄えていたが、そのいっぽうで海老漁・鰯漁など村での漁業もそれなりに盛んであった。

真鶴村の村鑑や新井村の指出帳によると、こうした村に所属する浦で取れた魚については、その種類によらず一一について一つずつ請負の町人に渡すことになっていたという。これを「御肴十分一」と称している。また、「小田原御肴屋給分」として、御肴屋方に一年につき真鶴村では金二分ずつ、新井村では錢一二四文ずつ差し出すことになっていた。おそらくこの御肴屋が請け負って「御肴十分一」を処理していたのであろう。御肴屋給分の額からすれば、新井村との比較はいうまでもなく、真鶴村の漁獲量自体の大きさが推測される。

さらに注目されるものとして、江戸の藩邸や城内で使用された正月用の御飾り海老の上納がある。真鶴村ではこれを三〇〇杯、新井村では五〇杯から八〇杯納入していたが、このために村では一月から取り溜めてゆておき、一二月の初めに配符の日限にしたがって代官まで納入したという。ここでもその差は歴然であるが、真鶴

第1章 領主支配の変遷と真鶴

表3 真鶴村の「百姓役目」

分類	項 目	内 容
用材	御用葺萱	毎年配符次第出し。10駄に付金1分下され。
食料	蜜柑	検見次第差上げ。年により御菓子蜜柑出し。
船	江戸御用廻船御雇船 正月御節道具 土肥筋東浦積送りの竹木 御船御作事 殿様御越し 公儀御城御用木	殿様江戸御用廻船御雇船御石・薪・糠・粟諸色積廻し。運賃10人乗に金6両、水主1人に付金2分2朱。積送り。船賃・御礼銭共に毎年出し。当村より小田原まで積送り。 真鶴浜にて作事の節御船下ろし人足出し。当村へ御越しの節御用次第御供船出し。浦継に引く事あり。真鶴湊にて受け取り、小田原にて小田原船に引渡す。
石	御用石 石	殿様御用石国府津村より小田原まで御用この辺より積廻し。運賃10人乗金1両2分銀3匁3分5厘。水主1人に付銀9匁7分7厘5毛。 根府川・江之浦・岩・真鶴・新井村にて切出し。丸木船1艘に水主1人乗御用次第出し。1人に付扶持米5合。船積人足出し。 公儀御用石・大名御石、町人・百姓商売の石切出し。
肴	肴十分一 小田原御肴屋給分御用の海老（正月御飾り）	魚11の内にて1つずつ相渡し。 年に金2分。 毎年極月中旬に御飾り海老300杯出し。 このほか御用の海老小田原魚屋方より申来次第出し。
職人	紺屋藍瓶役	紺屋藍瓶2つに米2斗ずつ毎年小田原京紺屋長九郎方迄出し。
村継	殿様御越し 役人出郷出張人馬	土肥・熱海筋へ御越しの節村継の馬出し。 豆州東浦御用に代官・御十分一奉行衆通行の節、毎月村継馬8疋、増馬共上下16疋ずつ毎年出し。 すべて土肥東浦へ奉行衆通行の節、昼夜共に村継の馬御用次第出し。
川普請	川除人足・道具	人足・籠爪・しで毎年割付次第出し。
関所	関所・番所御用	根府川村御関所柵の木御用人足毎年出し。
往還	往還の駄賃伝馬 血役馬代 郷馬指給代 馬指小遣給 道普請・掃除 道中筋橋掛人足 上洛・朝鮮人・琉球人人馬役	3疋6分御配符次第出し。上りは三島、下りは大磯迄。定納にて土肥吉浜村伯楽方より毎年上納。124文。馬指十郎兵衛方へ毎年上納。288文。馬指十郎兵衛方へ毎年上納。 箱根筋道作人足臨時出し。 熱海村へ大名衆湯治に通行の節配符次第道作人足出し。 早川村橋掛人足毎年出し。 門川村橋掛人足御用次第人足・石切共出し。 上りは三島、下りは藤沢迄、御朱印人馬または駄賃伝馬御配符次第出し。

村ではこのほかにも小田原御肴屋方からの求めに応じて御用の海老を差し出している。

御手船と真鶴湊

表3は真鶴村の村鑑に出てくる「百姓役目」を内容に応じて分類したものである。魚猟稼ぎについては先にみた通りであるが、やはり注目されるのは船に関する記述である。

稲葉氏は小田原と江戸藩邸の間の物資輸送のために、御手船と称する藩営の船を所有していた。御手船は船奉行の管理下にあり、専門の船頭や水主（御手水主）によって運航されていた。これらの御手船は藩が発注して新造する場合もあったが、だいたいは適当な民間の船を購入する場合が多かったようである。

一六六一年（寛文元）の「永代日記」には、五月に江戸で播磨西脇村の九兵衛から一六反帆、水主一人乗りの船を購入した記事が載っている（『県史』資料編4 No.107）。これは御手船の「観音丸」が古くなったために買いかえたもので、代金二〇両一分銀七匁三分で売却し、九兵衛の船を諸道具ともども七〇両で購入したのである。この船には「観音丸」を襲名させて、早速小田原へと廻送している。

さらにこの年の一〇月には、真鶴村の勘兵衛・善兵衛と、土肥吉浜村のうち川堀村（湯河原町）の五郎左衛門からそれぞれ一艘ずつ船を購入している（『資料編』近世No.28）。勘兵衛の船は九人乗り、代金三五両で、これは江戸藩邸の専用とされた。以下勘兵衛船が一二反帆、八人乗りで、代金三七両、五郎左衛門船が一三反帆、九人乗りで、代金四六両であった。翌一月にはそれぞれ勘兵衛船には「多福丸」、善兵衛船には「日吉丸」、五郎左衛門船には「新宮丸」という名前がつけられ、先の「観音丸」と、従来より所有していた「尾上丸」と合わせれば、この年の暮れには少なくとも五艘の御手船を所有していたことが確認できる。

こうした御手船の停泊や作事・修繕の根拠地となっていたのが真鶴湊であったが、その維持・管理は領民の負担に負うところが大きかった。真鶴湊で御手船の修繕が行なわれる際には、地元の真鶴村では船の上げ下ろしを

第1章 領主支配の変遷と真鶴

表4 帆箆・藻綱を供出する村

筋	村名	自治体名
東筋	久所村 曾我原村・ [*] 曾我谷津村・永塚村 小船村・下新田村	中井町 小田原市
中筋	[*] 山北村 [*] 金手村・ [*] 西大井村 [*] 宮之台村 小台村・ [*] 堀之内村・ [*] 中曽根村 [*] 蓮正寺村・ [*] 西大友村	山北町 大井町 開成町 小田原市
西筋	平山村 金井島村 飯沢村・ [*] 荻野本郷・ [*] 荻野一色村 久野村・穴部村	山北町 開成町 南足柄市 小田原市

註)・*印は貞享3年の指出帳による

する人足を出すことになっていったし、隣村の新井村では船の上げ下ろしの際に船底の傷みをやわらげて、すべりをよくするために浜に敷くカジメという海藻を採取する人足を出すことになっていた。また、宮上村では「さじ木」や「ぬいがし」といった御手船の修理用材を割当にしたがって供出することになっていたのである。さらに、箆帆用の箆や、帆の上げ下ろしや積み荷の確保、湊での係留などに使われた藻綱などは領内の広い範囲の村々に個別に課せられていた。今確認できるものだけをあげると、表4のように二二か村となり、これは相模で村鑑・指出帳に残っている五二か村のうちの四二%にあたる。もっとも、西大友村や曾我谷津村・穴部村では四、

五年前から上納していないとあるから、これらは漸次縮小されたのであろう。天和年間(一六八一―一六八四)は役負担の軽減化が行なわれた時期でもあった。

真鶴村と 御船御用 このように船の調達や修繕など、御手船

だったのであるが、より重要なのは御雇船である。藩所有の御手船ではその維持や管理の面から数に限りがあったから、必要に応じて民間の船を御雇船として雇用したのである。

真鶴村の村鑑によれば、「殿様江戸御用廻船御雇船」として石・薪・藻・諸色を江戸まで廻送することを命じられ、運賃として一〇人乗りの廻船一艘につき金六両、

水主一人につき金二分二朱を受け取っているとある。御用石については、このほかに国府津村から小田原まで積み廻すという御用もあり、この運賃は一〇人乗りの廻船一艘につき金一兩二分と銀三匁三分五厘、水主一人につき金二分二朱であった。また、御用石を根府川・江之浦・岩・真鶴・新井村で切り出す際には、水主一人を乗せた石船積みの丸木船を、石の大小によって何艘でも御用次第に差し出したという。これについては一人につき扶持米五合が下されている。このほかにも各村から集められた正月用の御飾り道具を江戸まで積み送ったり、土肥筋・伊豆東浦から積み送ってきた竹木を小田原まで転送するといった御用を勤めていた。新井村の指出帳によると、堀之内村の御林から小田原御用の辺竹や内竹を伐り出す時に、近辺の村から人足を出して真鶴村浜まで持ち送り、真鶴・新井村の天当船に積んで小田原浜まで積み送ったとある。根府川村や江之浦村でも村にある御林の竹を船積みにする人足を割付次第に毎年出したというから、これらの積み送りの真鶴村が行なっていたと思われる。また、時には幕府の江戸城修復用の御用木を浦継に真鶴湊で受け取り、小田原まで引いて小田原船に渡すといった御用を勤めることもあったという。

以上が村鑑にみえる真鶴村の廻船関係の項目である。運賃が支払われる御雇船は、まさに雇用されるわけであるから、役負担とは趣を異にするものではあるが、いずれにしろ天然の良港に恵まれた真鶴村は、それゆえに藩の海送業務に深く組み込まれていたのであった。ただ村鑑をみる限り、真鶴村が藩の廻米にかかわっていたという項目はみられない。藩領の村々には米蔵からの浜出し人足や船積み人馬など、江戸への廻米に関する負担をはじめとして、御米数改人足や積み替え人足、御払米御蔵出し人馬などの年貢米関係の役負担が課せられているにもかかわらずである。藩の公用日記である「永代日記」でもそうした記事は確認できないが、そのかわり「永代日記」には非常に興味深い記述がみられる。御城米に関する記事である。

御城米とは、幕府が譜代藩や直轄領などの蔵に非常用として備蓄させた米で、御用米ともいう。小田原藩には八千石の御城米が常備されており、これを城内の御城米曲輪にある五軒の御城米蔵に保管していた。一六六一年（寛文元）五月一〇日の条によると、この晩に小田原から御城米合計二五〇〇石を積んだ四艘の船が着船したと記されている（『資料編』近世No.27）。四艘の船のうち三艘は真鶴村の勘左衛門・山之介・伊右衛門の船で、もう一艘は石橋村（小田原市）の喜兵衛船であった。また同年七月二八日の条には、小田原御城米二五〇〇石を幕府の米蔵である江戸浅草御蔵へ廻送する際の運賃を小田原の船持どもに入札させて決めたところ。落札したのは真鶴村の甚左衛門、吉浜村の平左衛門、石橋村の喜兵衛の三人で、落札金額は一〇〇俵につき金一両一分と銀八匁五分、合計金九三両と銀一〇匁六分であった。運賃を支払うのはもちろん幕府である。小田原周辺の船持は御城米の輸送を通じて幕府の海送業務にもかかわっており、真鶴村の船持はこれを担う主体でもあったのである。

また、荷物の輸送というのではないが、村鑑には殿様が真鶴に御越しになる際、御供船を出すという項目がある。船の数など具体的なようすはわからないが、「永代日記」をみると、実際に正則がよく船で真鶴村まで来ていたことが確認できる。大まかに拾っただけでも一六四五年（正保二）閏五月・七月・八月、一六四六年（同三）三月・五月、一六四八年（慶安元）三月・四月、一六五一年（同四）六月・九月、一六五三年（承応二）六月に來村したことが確認できるのである。老中就任以前に集中しているが、老中ともなれば帰城もままならなくなるからそれも無理もないところであろう。

真鶴方面に出かけた際には真鶴村で昼食をとったり、宿泊することもあった。休息所や宿泊所となっていたのは主に名主の五味伊右衛門宅である。例えば、一六五一年（慶安四）六月二一日に正則は日帰りで真鶴村まで出かけたのであるが、辰の下刻（午前九時ころ）に城を出、船で湊に着くとそのまま鉄砲でかもめ狩りを行ない、

五味伊右衛門宅で休息をとった後、未の刻（午後二時ころ）には真鶴湊を出船して暮れに帰城している。また、九月二〇日には根府川村の石切場や関所を視察した後、岩村名主助右衛門宅で昼食をとり、船で真鶴村に廻って伊右衛門宅に宿をとっている。この日は暮れ前に船で貴宮明神に参拝したという。正則はこの後二三日まで伊右衛門宅に滞在するのであるが、二二日には土肥で鉄砲による雁狩りや入谷山で鹿狩りを行ない、小海村（静岡県沼津市）では湯に入り、真鶴村に戻るとまた船で貴宮明神まで出かけて小鳥狩りを行なっている。真鶴湊を出船したのは二三日巳の下刻（午前一一時ころ）であった。この時宿所を提供した伊右衛門は銀子二枚を、倅は羽織を拝領している。御雇船や役負担だけではなく、藩主正則個人にとっても真鶴村は特別な村であったといえよう。

天然の良港にめぐまれた湊は、藩の奨励もあって廻船の本拠地として栄えていたが、それだけに御船御用の村としての特色をいかになく發揮していたのである。

岩村と御用石

稲葉氏から大久保氏への引き継ぎ書である「稲葉家御引送書写」には、「石出候所々」として相模は根府川村（小田原市）の飛石、風祭村（小田原市）の水道石、岩村の堅石、真鶴村の堅石と庭石、それに伊豆上多賀村（熱海市）の青石が書き上げられている（『県史』資料編4 No.9）。また、真鶴村の村鑑によると、このほかに江之浦村と新井村（湯河原町）でも石を切り出しているとあり、これを加えると相模国内で石を切り出す村は六か村となる。ただ、これらの村のなかでも石の切り出し方やその量などには差がみられた。

板橋村（小田原市）の村鑑によると、御用次第に小田原石を石屋共が切り出すが、この石丁場は風祭村にあるとなっている（『県史』資料編4 No.284）。この板橋村には北条氏の時代から石屋の棟梁を勤めていた善左衛門家が

あり、風祭村の石丁場はこの石屋善左衛門の管理下にあったのである。とすると、真鶴村の村鑑にある根府川・江之浦・岩・真鶴・新井村の石丁場はこれとは別のグループにあったといえよう。

根府川村の石丁場の多くが名主広井家の管理下にあったことがすでに知られているが（『根府川の歴史』）、同村の村鑑によると、根府川村の石丁場から御用石を出す時には村から船積み人足を出すいっぽうで、岩村・真鶴村および土肥丁場で御用石を出す際には、山出しの人足と船積みの人足を割付次第に出したという（『県史』資料編4 No.284）。また、石丁場のない宮上村（湯河原町）の村鑑にも、真鶴村と岩村の丁場で御用の石を出す時に、同じように山出し人足と船積み人足を出すとする（『湯河原町史』1近世No.5）。これらは真鶴村と岩村の御用石の切り出しが量的にも質的にも、他村と比べて特別であったことを推測させる。そのために周辺の村々からも山出しの人足や船積みの人足を徴発する体制が取られていたのである。また、これはこの両村の石丁場が入会地に散在していたことも関係があるのであろう。それに比べれば、江之浦村と新井村の石の切り出しは、これが「稲葉家御引送書写」に記されていないことからわかるように、量的にも質的にも劣っていたものと思われる。新井村の指出帳に、「石商事」がなく、村が困窮した際には訴願をして年割に御金を拝借したとあるのは、そうした状況を示すものであろう（『湯河原町史』1近世No.9）。そしてこれら風祭村を除く五か村の石の切り出しを仕切る役目を負っていたのが岩村であった。

新井村の指出帳によると、江戸御屋敷や小田原御用の石を同村から切り出す時には、岩村の名主に命じ、寸尺に応じて値段を決めて石を切り出すことになっている。新井村の石の切り出しそのものが岩村名主の差配のもとにあったわけであるが、同時に村々から出す御用石の石数についても岩村の名主方から割付を廻すことになっていたのである。さらに城下の普請のために石切御用を勤める際も、その手配を命じられたのは岩村の名主であっ

た(『同前書』)。この石切御用については、その手間賃として、上石切一人に一日銀一匁、中石切に銀九分、下石切に銀八分が下され、このほかに一人一日に一升五合の扶持米が支給された。さらに、石切宿についてはその所々にて世話をし、薪取り人足、食焼き人足を一人ずつつけた上に、普請最中は鍛冶炭に鉄を入用次第に下されることになっていった。このほか江戸屋敷への石切御用もあり、これには上石切に手間賃として一人一日銀二匁が下され、あわせて扶持米一日に白米九合、味噌一合、薪・鍛冶炭に鉄、上下の路銭が支給されたのである。

村の負担からみれば、根府川・江之浦・岩・真鶴・新井村から御用石を切り出す際には、真鶴村が石積みのため丸木船や江戸・小田原への積み出しの船を負担したのに対し、岩村は石の切り出しの差配と、石切御用の差配を行っていたのである。まさに岩村は石切御用の中心の村であったということができよう。

さまざまな負担

船・漁・石についての「百姓役目」は負担の面から真鶴村と岩村の特質についてみてきた。もちろん両村に課せられた負担はこれだけではない。現存する村鑑と指出帳から上納物・金納・人馬役のそれぞれの負担項目を書き上げてみると、延べで三八〇件ほどになる。村や地域の実情に応じて実にさまざまな負担が課せられていたのである。それらと比較してみると、他の村々では一般的になっている上納物のうち、真鶴村の村鑑には家並薪や糠・藁・縄・柿渋などの上納がみられないことに気づく。これについては、真鶴村が廻船の雇船として、これらの品々を江戸屋敷に積み出す御用を勤めていたためと考えられる。特別の役を勤めれば、ある一定の役を免除されるということは近世社会の通念として広くみられるところである。その意味からすれば、岩村にもそうした何らかの免除措置が行なわれていたことは十分考えられるが、残念ながらそれを確認することはできない。

いっぽう真鶴村でも例えば、藩役人が出張する際の人馬の提供や、往還の駄賃伝馬、道中の道普請や道造り、

橋掛け普請、川除人足や用材の供出、さらに公儀役としての將軍上洛や朝鮮使節・琉球使節のための人馬役などの人足役や人馬役は他村と同じように勤めている。新井村では御手船の普請の際のカジメ伐り人足を出す代わりに、この人足分を「御領分三筋人足御用」から差し引かれたというが、これらが三筋の村々が基本的に負担すべき「諸役人馬」であつたのであろう。こうしたなかでもとくに真鶴村の負担として注目したいのが、蜜柑の上納と根府川関所に関する役負担である。

小田原の蜜柑は北条氏の時代から他の戦国大名への贈答品となっていたが、江戸時代には全期を通じて將軍家への恒例の献上品となっていた。真鶴村では蜜柑年貢を毎年検見次第に上納し、年によっては御菓子蜜柑を差し出したという。こうした蜜柑年貢を上納する村としては、現在のところ山北村（山北町）、西大井村（大井町）、西大友村、曾我谷津村、国府津村（以上小田原市）、新井村（湯河原町）が確認できる。一般的にこれらの蜜柑については、藩役人による検見を受けて五分を上納し、五分は木主に下されることとなっていた。五分上納といっても現物を上納するのは上等のものだけで、これらが御菓子蜜柑として將軍への献上品や大名などへの贈答品になったのである。これ以外は一貫文につき上蜜柑が六千替え、中蜜柑が七千替え、下蜜柑が九千替えで代永金銭を納入することになっていたのである。

小田原藩の領内には箱根、仙石原（以上箱根町）、根府川（小田原市）、矢倉沢（南足柄市）、川村、谷ヶ（以上山北町）の六つの関所が置かれていた。これらの関所は幕府から小田原藩に管理を委託されたものであり、それ自体西の守り口として、小田原藩が軍事的・治安的に重要な役割を担っていたことを物語っている。『新編相模国風土記稿』によれば、根府川関所が設置されたのは一六一五年（元和元）、幕府代官の中川勘助が支配していたところとなっているが、すでにこの前年に大久保忠隣が改易された際にここで人改めが行なわれていたという。

根府川の関所は周囲を一〇三間（約二〇〇メートル）の柵で囲われており、真鶴村ではこの柵を結うための御用人足を出していた。新井村でも同じように人足を出したが、宮上村では柵木を差し出すことになっていた。

「稲葉家御引送書写」によれば、根府川関所の柵一〇三間については相州西郡の村々より人足および柵木を出させたとある。ちなみに他の五関所では駿州御厨から人足や柵木を出すことになっている。現在のところ、当時柵木の普請人足を出していた村の範囲は確定できないが、真鶴村は、おそらく岩村ともども周辺の関所掛りの村として位置付けられていたことは間違いないであろう。

稲葉氏の越

後高田転封

一六八三年（元和三）閏五月二十七日、正則は四九年の長きにわたって勤めていた藩主の座を嫡男正通（まさみち）のち正往）に譲った。老中を辞任して二年後のことである。さらにそれから二年後の一六

八五年（貞享二）二月一日、幕府は正通に越後高田（新潟県上越市高田）への転封を命じ、ここに三代五三年にわたる稲葉氏の小田原藩の支配は終わりを告げることになった。

稲葉氏の治政、ことに正則の治政は藩政のしくみや制度などの体制を整えるとともに、村々の支配のあり方や制度、さらには村の内部のしくみを含めて、小田原藩領の村を近世の村として組み替え、確立させた時代であった。しかしながら、本節でみてきたような村の負担のあり方はその後大きく変容し、その多くは廃止され、また金納化されていった。稲葉氏の治世下では役負担を人民支配の中心に据え、それに応じて村々には多様な「百姓役目」が課せられたが、それ自体近世の前期に相応した支配のあり方であったといえよう。

第三節 大久保氏の再入部

大久保忠朝 明けて一六八六年（貞享三）一月、稲葉正通に代わって新たに藩主となったのが大久保忠朝である。忠隣ただとの改易から七二年、大久保氏は再度小田原の地に足を踏み入れることになったのである。

以後一八七一年（明治四）の廃藩置県まで一八五年の間、大久保氏は代わることなく小田原藩の藩主であり続けた。

小田原藩主に返り咲くまでの大久保氏の足取りをたぐってみると、一六一四年（慶長一九）一月に改易となった忠隣は、一六二八年（寛永五）に近江国栗太郡（滋賀県）の配所で七六年の波瀾に満ちた生涯を閉じている。いっぽう忠隣に連座して蟄居ちつきよとなった、嫡孫の武蔵国騎西（埼玉県）二万石の城主忠職ただもとは、一六二五年（寛永二）に蟄居を解かれ、一六三二年（同九）、稲葉正勝が小田原城主に転じたその年に、美濃国加濃（岐阜県）五万石の城主として大名に復帰した。その後忠職は一六三九年（同一六）に播磨国明石（兵庫県）七万石（のち八万三千石）、一六四九年（慶安二）に肥前国唐津（佐賀県）八万三千石へと転封をくりかえし、一六七〇年（寛文一〇）に忠朝に家督を譲っている。忠朝は忠隣の三男教隆の次男で、忠朝からすればいとこにあたるが、嫡子がいずれも早世したために養子として忠職のあとを継いだのであった。忠朝は一六七七年（延宝五）に老中に任じられ、翌一六七八年には下総国佐倉（千葉県）九万三千石の城主となっている。佐倉は歴代の老中が在任する城地として位置づけられており、忠朝の転封もそれに応じたものであった。そして佐倉在住八年にしてようやく父祖の地である小田原一〇万三千石への転封がなかったのである。

忠職・忠朝の二代の間、六度にわたる転封は小田原への復帰をめざす一大運動とみられなくもないが、大名への復帰、加増、老中就任といった経歴からすれば、これらの転封もまた順調なものであったといえるであろう。

とりわけ忠朝は、曾祖父忠隣の旧領を守ることを大いに喜び、大恩ある家綱の位牌に向かって毎日江戸城での出来事を報告したといわれている（『武野燭談』）。また、小田原藩の前藩主であった稲葉正則とは一六七七年（延宝五）～八一年（天和元）の間、老中としてともに幕政を運営する立場にあり、旧知の間柄であった。「永代日記」のなかにも忠朝の名を散見することができるが、そうした、いわば「同じ釜の飯を食った」稲葉氏の領地を受け継ぐことへの感慨も深かったことであろう。

大久保氏の 郷中条目

小田原に入部した大久保氏は、四月になると早速領内の村々に対して一斉に「指出帳」の提出を命じた。先に稲葉氏の時代に提出させた村鑑とこの指出帳とでは、百姓の勤めるべき役儀Ⅱ「百姓役目」の記述が共通していることを述べたが、改めて両者を比較してみると、総じて村鑑は田畑の本年貢の体系が確立したことを受けて、それ以外の上納物や諸役などの負担の体系や、生産条件、村の地誌的特徴などの諸条件を把握することが目的であったのに対して、指出帳では新領主として支配していくために必要な、年貢・諸役をはじめとする基礎データを押さえることが目的であったといえよう。それだけ指出帳の方が実務的な要求が強かったともいえる。

こうして大久保氏は、領内の村々の把握を進めるいっぽうで、矢継ぎ早にいくつかの法令を出して自らの支配の浸透をはかっている。まず八月には、郷中における火の元の用心、年貢を上納するまで米は他所に出さないこと（穀留）、御用の品々や触れには必ず村下に印形をし、留村から代官まで返すこと、代官が出張する時には馳走がましいことをしないこと、出張の際に召し連れる者どもへの対応といった条項を内容とする五か条の覚を代

官名で出している(『県史』資料編5 No.18)。また、十一月には城受け取り後に郡代が郷中を廻村すること、その際の心得方を申し渡し、一二月には郡代所から火の用心、不審者の村内への立ち入りの禁止、御林山焼きの際の注意の三か条を内容とする覚を申し渡している(『同前書』No.19・20)。さらに、翌一六八七年(貞享四)九月には、地方関係役人の非分について具体的に報告書を提出させているのである(『同前書』No.23)。藩当局が支配の浸透に関して、藩役人の恣意によって村々が反発することに気を配っているようすをみることができよう。その意味では、これらの触書は支配の現場にあたる代官や郡代所が、とりあえず村の取締りのために必要な基本的条項を伝えたという意味合いが強いと思われる。これに対してこの年の一二月に出された「条々」、すなわち郷中条目は、藩の地方支配に対する総合的な法令として注目されるものである(『同前書』No.25)。

この郷中条目は、公儀法度の遵守(第一条、以下条数を数字で示す)、キリシタン禁制(2)をはじめとして、以下総条数三一か条におよぶ大部のもので、稲葉氏の郷中条目と比べても詳細で整備された内容となっている。これをいくつかに分類して検討してみると、まず第一に治安や村の取締りについての箇条が多いことがあげられる。博奕や賭の諸勝負の禁止(7)、盗賊・悪党人・殺人犯の穿鑿(8)、喧嘩・口論の禁止(10)、店借規定と不審者止宿の禁止(12)、火の用心(13)、押買・狼藉および非分を申しかける者や法度違反者の注進(14)などである。他所よりの走人をかくまうことの禁止や欠落人の報告(26)、他領より領内への引越(27)や領内の者の他所への転出(28)、職人の他所行き(29)など、人の移動について厳しい規定を設けているのもこれに關してのものであろう。またこれらと並んで、田畑売買や隠田の禁止(16)、田畑・屋敷の年季売りおよび屋敷永代売りの規定(17)、川成・山崩地などの再開発地や新開地の歛下年季(18)、田畑を荒らすことの禁止と潰百姓跡地の処理(19)、山野・田畑・屋敷などの境目争論の禁止(20)など、土地に関する規定が多いことも特徴と

してあげられる。治水や用水利用への注意の喚起（22）や山林竹木の乱伐の禁止（23）、耕作出精の励行（24）などで勸農の推進をはかっているのもこうした土地に対する規定と表裏をなすものであろう。

ただ年貢そのものに関する条項としては、検見の際に名主や組頭・五人組・百姓が立ち会って、立毛の善悪を偽りなく書き出すように申し渡ししている箇条があるにすぎない（21）。これに対して諸役については、とくに人馬役に関して、伝馬役や人足役などの公儀の役を定める通りに勤めること（3）、郡奉行より触れがあった人馬については指図通りに勤めること（5）を申し渡ししている。また、往還の大名への対応（4）や、往還筋の掃除や破損した家の修繕について規定（30）を設けているのは、幹線道路としての東海道や矢倉沢往還など重要な街道を抱えていることによるものとして注目される。

これらの条項はすなわち、村に住んで年貢や諸役を負担する農民が、その本分として守るべき項目を示すとともに、安定して暮らしていくための諸条件を示したものであるといえよう。それがひいては支配の安定化につながるものであることはいうまでもない。そしてこの郷中条目が幕末まで藩の基本法令として重視されたことは、これが藩主の代替りごとに発布される、いわゆる代替り条目であったことに象徴される。一七一四年（正徳四）二月に忠増^{ただます}から忠方^{ただかた}への代替りに際して再達されたのははじめとして、現在一七三三年（享保一八）の忠興^{ただおき}、一七六四年（明和元）の忠由、一七九六年（寛政八）の忠真^{ただまね}、一八三七年（天保八）の忠愍^{ただみな}、一八六〇年（万延元）の忠礼^{ただれ}の家督相続に際して発布されたことが確認されている。とくに一七三三年には幕府の禁制に応じて毒薬の商売を禁じた条項が追加され、以後はこれが再達されることとなった。また一七四七年（延享四）に、一七〇七年（宝永四）の富士山噴火によって幕領へ編入された村々が藩領に復帰した際にもこの郷中条目が出されており、まさに地方支配に対する最高法令であったことを物語っているのである。

大久保氏の地方支配

大久保氏の地方支配機構は、基本的には稲葉氏のそれを受け継いだものであったといわれている。大久保氏が入部したあとも中筋などの筋分けが確認されるし、先にも検討した通り、領民の把握も百姓・無田あるいは水呑、それに門屋といった家格によって統制されていた。大久保氏の地方支配は、稲葉氏と同様に郡奉行―各筋の代官―飛び地領の代官によって担われていたのである。ただ、これを統轄する役所については、入部当初は郡代所あるいは郡奉行所と呼ばれていたが、一七〇三年（元禄一六）以降は地方役所と改称され、以後明治初年までこの地方役所が支配の拠点となった。

とはいえ、代官以下の諸役人については、とくにこの時期の具体的な役職や機能については不明な点が多い。ちなみに一六九一年（元禄四）一月に出された、藩役人出張の際の村継人馬や賄方の規定を定めた覚によると、寺社奉行、郡奉行、普請奉行、屋敷奉行、侍中、代官、浦方・山方代官、伊賀者、鮎川奉行、御殿場村・下土狩村蔵役人、歩行者、足軽小頭、郡奉行手代、新山本々役人、水奉行、普請方小奉行、持筒足軽、先筒足軽、浦方・山方手代、新山小奉行、中間といった役職が確認できる（『二宮尊徳全集』第一四巻）。真鶴との関係でいえば、ここでは浦方代官の存在が確認されるものの、稲葉期にみられた浦奉行・船奉行といった役職はみられなくなっている。同じように山奉行もここでは山方代官になっているのであるが、これらは山野河海に対する支配のあり方が稲葉氏の時代とは異なっていること、それも支配体制そのものが一定程度後退していることを示すものであろう。いずれにしろ、これら地方関係の機構や役職などは、とくに近世の後期に大きく変化し、筋分の範囲も大幅に変更されるのであるが、これらについては第五章で詳しくみていくことにしたい。

元禄の大地震と宝永の富士山噴火

大久保氏が再入部を果たして以降、領内の村々は一応順調に発展を遂げつつあったようである。もっとも、藩財政の方は度重なる転封による出費などで、すでに一七世紀の後半、元禄

のころには窮乏化の兆しがみえてはいたが、それでも危機というにはまだいくらか距離があった。

そうしたなか、一七〇三年（元禄一六）一月二三日丑の刻（午前二時ころ）、小田原藩の領内を突然マグニチュード八・二という大地震が襲った。震源地は房総沖で、房総半島の南部や三浦半島では震度七の激震にあたる揺れが確認されるという。この直後に江戸の藩邸にもたらされた小田原城の留守居からの報告によると、地震で倒壊した家屋は相模の領内で四六一九軒、駿河の領内が四七六軒で、小田原の城下はほぼ壊滅の状態であったという。さらに、その後の火事で家中・足軽八三軒、城下八四軒、相模の領内で一八軒の家屋が焼失し、地震による死者は家中八六人、城下六五一人、相模の領内で三六人、伊豆の領内で六三九人、ほかに旅人四〇人、寺九人を数えたというのである（『江戸時代の小田原』）。住宅密集地である城下での被害が大きいのはもちろんであるが、伊豆でとりわけ死者が多いのはこの時発生した津波の被害によるものである。現在の伊東市内にあたる村々では高さ一二メートルにおよぶ津波を記録したという。また、地震による被害で幹線道路は寸断され、とくに小田原と箱根間の東海道には多数の大石が落石して道を塞ぎ、湯本と須雲川の街道は通行不能となった。

これに対して小田原藩では、幕府から一万五千両の金を拝借して何とか急場を凌ぐとしたが、それからわずか四年後の一七〇七年（宝永四）一月二三日、これまた突然に起こった富士山の噴火によって領内は、さらに壊滅的な打撃を受けることになったのである。

噴火したのは南東側の山腹で、この時噴き出した噴煙は、折からの西風にあおられて東へと流れ、以後一六日間にわたって各地に火山弾と焼け砂を降らせ続けた。俗にこれを宝永の砂降りと呼んでいるが、その被害は江戸でも灰で昼間暗くなるほどであったという。とりわけ降砂による領内の被害はひどく、富士山の裾野に位置する須走村（静岡県小山町）では一丈（約三メートル）にもおよび、駿東郡の東北部でも平均して一尺（約三〇センチ

メートル)から三尺(約一メートル)の砂に覆われたという。また、相模領内でも、壺下村や千津島村・関本村などの平野部や矢倉沢村などの山間部(以上南足柄市)でも一尺二寸(約三六センチメートル)から一尺九寸(約五七センチメートル)の降砂を記録している。

こうした事態に対して藩側では、早速被害状況の調査と復興の見積りを行なったのであるが、その復興策そのものは結局村方の自力に任せるというものであった。これに業を煮やした小田原の領民は、翌一七〇八年(宝永五)一月に事態を打開すべく、大挙して江戸品川まで押し寄せ、藩側と交渉して二万俵の御救い米と飢人扶持の給付、およびこの年の年貢免除をかち取っている。さらに藩の力で砂掃きが叶^{かな}わないようであれば、藩主自らが幕府に援助を願ひ出ることを確約させたのであるが、自力による復興は不可能であると判断した幕府は、同年閏一月一八日に被災村々を上知して、関東郡代伊奈半左衛門忠順の支配下に組み入れることとした。この時上知された村々は足柄上郡七か村、下郡四か村、駿東郡七九か村、合計一九二か村で、その総高は五万六千石におよんでいる。小田原藩にはこれに対して伊豆(静岡県)、三河(愛知県)、美濃(岐阜県)、播磨(兵庫県)の四か国一郡のうちで替地が与えられた。また幕府は、この復興資金として、国単位に幕領・私領を問わず、高百石につき金二両の高役金を課している。

もちろん幕領に組み入れられたからといってそう簡単に復興がなされるというものではなかったが、それ以上に砂降りの被害に拍車をかけたのが、酒匂川の災害である。山々の斜面に積もった砂は、その後の大雨で谷間へと集まり、支流の河内川や鮎沢川に流れ込んだ砂とあわせて大量に酒匂川へ流れ込んだために、川底が一気に上昇してしまったのである。これに対して幕府は、備前(岡山県)岡山藩、越前(福井県)大野藩、豊前(福岡県)小倉藩、肥後(熊本県)高瀬藩、因幡(鳥取県)鳥取藩などの諸藩に川浚の御手伝普請を命じたが、六月二三

日、七月二日とたてつづけに起こった水害によって、ついに酒匂川の生命線ともいえる大口土手と岩流瀬土手が決壊してしまった。幕府が早急にこの改修工事に乗り出したことはもちろんであるが、それもむなしく、一七一年（正徳元）には再度大口土手が決壊するなど、治水工事は困難を極めた。

結局酒匂川の流路が元に復帰したのは、一七二六年（享保一一）川崎宿の名主で幕府役人となっていた田中丘隅による文命堤（大口堤を改称したもの）の改修工事、さらに一七三四年（同一九）の水害による再度の決壊を経て、一七三五年（同二〇）に幕府代官蓑笠之助正高の手で行なわれた文命堤の改修工事が完成してからのことであった。この間決壊した酒匂川の流路にあたった村々では高台に避難して小屋掛けをして暮らすありさまで、流路の変更と開発をめぐるのは、酒匂川の東岸と西岸の村々で深刻な対立をも引き起こしていた。東岸の九か村を残して、幕領となっていた沿岸の村々二万八千石が藩領に戻されたのは、一七四七年（延享四）のことであった。

真鶴村や岩村にはこの元禄の大地震と宝永の富士山噴火の被害を伝える史料は一切残っていない。したがってその実態をつかむことは困難ではあるが、とくに富士山の噴火による被害については、両村を含む片浦筋や土肥筋が砂降りの範囲から外れていたこともあって、上知の対象ともなっておらず、一貫して藩領のままであった。しかしながら、被災地域では藩領への復帰後も砂埋地が随所に残るいっぽう、耕地面積も狭くなり、しかも地質が著しく低下してしまったために、ちょっとした冷氣や長雨にも影響を受けやすい土地柄となってしまった。砂降りの被害からの完全復活にはまだまだ程遠く、それゆえにこの二つの大災害は、その後の小田原藩の藩政および地方支配のあり方を大きく規定していくことになったのである。

岩村の年貢 岩村には、一七九六年（寛政八）をはじめとする年貢割付状が一点、一七三九年（元文四）と船役金 一はじめとする船役金の割付状が三二点現存している（『資料編』近世第一章第二節）。発給者はい

ずれも郡奉行の連名である。こうした大久保氏の年貢体系は、割付状の形態も含めて基本的には稲葉氏の時代と同じであった。

岩村の年貢割付状には、まず最初に村の石高一四三石三斗九升七合と反別二六町四反九畝一五歩が書き上げられている。続いてこの内訳として、田畑・屋敷地それぞれの等級ごとの反別を書き上げ、そこから免除分が差し引かれて実際の賦課面積が割り出され、これに田方なら米、畑方なら永による一反あたりの取り高を乗じて、全体の年貢量が算出されている。石高に年貢率を乗じて算出する方法を厘取法りんどくほうと称するのに対し、こうした賦課の方法を反取法たんどりほうと呼んでいる。関東では一般的に反取法が用いられることが多かったが、小田原藩でも稲葉氏の時代の一六四〇・四一年（寛永一七・一八）に行なわれた寛永検地以後は厘取法にかわって反取法が用いられるようになっており、以後幕末まで変わることはなかった。岩村の場合、現存する割付状では田方が米一斗六升四合、畑方が永三四貫文余ではほぼ固定化している。もっとも、田方といっても下田四畝三步が一筆あるだけで、これは真鶴村を含めて唯一の田であった。この田があったのは現在の岩小学校の校庭あたりといわれている。このように岩村も真鶴村もほとんどは畑方であったから、そこでの生産は望むべくもなく、石切稼ぎや漁業、廻船業など、農業生産以外のところで生計をたてていかなければならない村の現状が割付状の行間からもみえかくれしているのである。また、割付状にみられる免除分の理由として、「波荒」や「波入」といった文言がみられ、海浜に位置する村の特色を物語っている。なお、一八四八年（嘉永元）の割付状からは、田畑の反別や免除分などの内訳部分がなくなり、徴取額だけが書き上げられるというように非常に簡素な内容となっている。一種の定免

天 当 船	押 送 船	押送船役金	小 揚 船	小揚船役金	船 数 合	船役永合
3 艘					10艘	5貫123文
3					8	4.340
3					12	5.282
3					9	2.739
3					8	1.427
3	1 艘	60文			8	1.616
3	2	480			10	2.324
3	2	480			10	2.163
3	2	160			9	2.154
3	1	240			9	2.751
3			1 艘	50文	6	150
3			1	25	6	125
3			1	50	6	150
3			1	50	6	150
3			1	50	7	878
3			1	50	7	878
3			1	50	7	878
3			1	50	7	878
3			1	50	7	878
3			1	50	7	878
3			1	50	7	878
3			1	50	7	878
3			1	50	7	878
3			1	50	7	878
3			1	50	7	878
3			1	50	7	878
3			1	50	7	878
3			1	50	7	878
3			1	50	7	878
3			1	50	7	878
3			1	50	9	1.925
3			1	50	8	1.424

第1章 領主支配の変遷と真鶴

表5 岩村の船役金

年 号	西 暦	廻 船	廻船役金	小廻船	小廻船役金	橋 船	橋船役金
元文 4	1739	3 艘	4貫452文	1 艘	546文	3 艘	125文
寛政 5	1793	1	1.484	2	2貫756文	2	100
10	1798			7	5.182	2	100
12	1800			4	2.639	2	100
文化 1	1804			3	1.327	2	100
2	1805			2	1.456	2	100
8	1811			3	1.744	2	100
文政 1	1818	1	97	2	1.486	2	100
5	1822	1	1.166	1	728	2	100
6	1823			3	2.411	2	100
天保 8	1837					2	100
9	1838					2	100
10	1839					2	100
11	1840					2	100
弘化 1	1844			1	728	2	100
3	1846			1	728	2	100
4	1847			1	728	2	100
嘉永 1	1848			1	728	2	100
2	1849			1	728	2	100
3	1850			1	728	2	100
4	1851			1	728	2	100
安政 1	1854			1	728	2	100
2	1855			1	728	2	100
3	1856			1	728	2	100
4	1857			1	728	2	100
5	1858			1	728	2	100
6	1859			1	728	2	100
万延 1	1860			1	728	2	100
文久 3	1863			1	728	2	100
元治 1	1864			1	728	2	100
慶応 2	1866			3	1.775	2	100
3	1867			2	1.274	2	100

制の採用によるものかとも思われるが、この点については他村の割付状を含めてなお今後の検討が必要である。

いっぽう船役金割付状については、その賦課形態もやはり稲葉期と同様で、廻船などはその規模に応じて帆一反あたりの永高を定め、これに帆の反数に乗じて一艘ごとの船役金を算出している。また、橋船などは一艘ごとに船役金の額が決まっている。ちなみに、岩村の割付状から船役金の基準額を抜き出してみると、一〇〇一三反の廻船が帆一反につき一〇六文、七〇八反の小廻船が帆一反につき九一文、押送船が帆一反につき六〇文、橋船と小揚船が一艘ごとに五〇文となっている。これらの基準額も稲葉氏の時代とほぼ同じである。

表5は岩村の船役金割付状によって作成したものである。大まかにいえば、近世中期以降の岩村では、船数の減少に応じて次第に船役金の額も減少し、幕末になって若干持ち直したといえそうである。その主たる要因は廻船の所持にあったが、とくに一八三七年（天保八）から一八四〇年（同一一）の間は小廻船すら一艘も所持していないのである。もともと稲葉氏の時代から岩村が所持していた船は、真鶴村に比べれば少なかったと思われるが、それでも一六八二年（天和二）には岩村の清兵衛船が、南部米を江戸に運ぶために出帆した際、難船して蝦夷地（北海道）まで流されたという記録があるので（『資料編』近世No.33）、一度廻船業にも従事していたことは間違いないところであろう。しかしながら、全国的な廻船網の整備や石材業の衰退にともなって、おそらくは真鶴村を含めて当地の廻船業自体が衰退に向かっていったことは想像に難くない。岩村の割付状にみえる船数と船役金の変遷もその延長線上にあったといえよう。

ところで、岩村の船役金割付状にはもう一点興味深い記述がある。それは岩村の天当船三艘が、鰹追船あるいは潜鰹追船のゆえをもって船役を免除されているという事実である。天当船が「百姓寄合持」となっているのもそのためであろう。もっとも、その実態については今一つ不明ではあるが、すでに岩村の鰹追船については北条

氏の時代、一五七一年（元亀二）に諸役免除の特権を得ていたことが知られている（『資料編』中世No.38）。江戸時代にはこうした前代から引き続いたような諸役免除の特権、あるいは將軍家につながるような由緒による諸役免除などは、領主層の側でもそれなりに重要視されていた。おそらく稲葉氏の時代にもその特権は生きていたであろうし、大久保氏にいたっては、一六九一年（元禄四）に「諸役免許」の村々については先規の証文次第とすることを公言している（『県史』資料編5 No.32）。岩村に残る鯨追船に対しての船役免除の特権は、その意味で海村としての伝統を引き継ぐものであったといえよう。

根府川関所

掛りの村

岩村の年貢割付状と船役金割付状を素材に大久保氏の年貢や船役金の特徴についてみてきたが、それではこれ以外に大久保氏の治世下で岩村や真鶴村ではどのような負担を勤めていたであろうか。すでに稲葉氏の時代には「百姓役目」として、多彩な上納物や金納物、そして諸役人馬を勤めていながら、それが大久保氏の時代になると次第に縮小されていったことを述べた。これらは商品貨幣経済の浸透にともなって、次第に現物の上納から金納による買入れに転化していったこと、人足役にしても請負業者や日用層の整備によつて次第に請負の体制へと変化していったことによるものであるが、何が消滅し、何が残されていたかについては全体的な史料が欠けているので、よくわからないのが現状である。ただ、例えば諸役の名かでも大きな比重を占めていた助郷役については、真鶴村も岩村も一七七六年（安永五）の段階で、加助郷として小田原宿の助郷体制に組み込まれていたことが確認できる（『湯河原町史』1近世No.42）。

そうしたなか、江戸時代を通じて課せられた重要な役負担として、根府川関所に関する役をあげることができよう。表6は一八四三年（天保一四）段階での根府川関所掛りの村々を書き上げたものである。関所掛りの村は大きく①日々御囲いの近辺を見廻る関所守の村、②種々の人足を差し出す村、③柵木御用を勤める村、に分け

表6 根府川関所掛りの村々

根府川関所の役	役掛りの村々
①関所守の村＝日々御囲近辺見廻り	根府川、石橋、米神、江之浦、岩
②御普請手伝人足、御要害境焼野火防御柵木結立、川中矢来結、橋掛雪掃、煤払、出火の節駆付人足、其外臨時人足勤の村	早川、石橋、米神、根府川、江之浦、岩、真鶴、福浦、吉浜、鍛冶屋、門川、堀之内、宮下、宮上
③柵木御用掛りの村	久野、穴部、府川、北久保、沼田、三竹山、岩原、炭焼所、中沼、狩野、飯沢、猿山、雨坪、福泉、弘西寺、苅野岩、苅野一色、弥勒寺、萱沼、宇津茂、大寺、虫沢、中山、土佐原、吉浜、鍛冶屋、門川、堀之内、宮下、宮上

註）・『南足柄市史』3 資料編近世(2) No.189より作成。

られている。村数の合計は三八か村で、その範囲は①②が早川村(小田原市)から西の片浦筋・土肥筋にかけての村々、③は土肥筋のほか、現在の南足柄市から松田町にかけての村々である。これによれば岩村は①の関所守の村であるとともに、②人足を差し出す村として位置づけられ、真鶴村は②人足役のみを負担していたことが確認できる。こうした関所掛りの村にとってとくに重い負担となったのが関所の修復である。根府川関所の場合、修復の必要が生じれば、まず関所役人から地方役所に対して修復の要請が出され、地方役所ではこれを受けて掛りの村々へ修復を命じる廻状を廻した。掛りの村々には年番で数人の惣代名主が置かれており、役らが破損箇所を調べて人足の割り当てや柵木の調達を行なったのである。

ちなみに他の関所では、箱根・仙石原関所で一三か村、矢倉沢関所で二七か村、谷ヶ関所で一一か村、川村関所で一四か村が掛り村となっている。根府川関所の掛り村が多いのは、③柵木御用の村が書き上げられているためで、他の関所はすべて①②に相当する関所守村と関所普請をはじめとする

人足役負担の村のみが書き上げられている。稲葉氏の時代には、根府川関所の人足と柵木は西郡一帯で、また他の五関所では御厨領の村々が人足と柵木を負担することになっていたから、大久保氏の入部以降かなり負担の範囲が変わっていることになる。少なくとも一七世紀前後の元禄・正徳期には関所体制の再編が行なわれたと思われるが、その後の動向を含めて、詳しいことは不明である。

日光社参を ところで、表6の元となった史料は、小田原領内の六関所掛りの村々が、一八四三年(天保一四)めぐって 四月に行なわれた日光社参の人馬役を免除してもらうための運動に關連して作成されたものであ

った。日光社参とは、將軍自らが徳川家康を祀った日光の東照宮を参拝する儀式である。それゆえに社参は將軍の京都上洛や朝鮮使節・琉球使節の来朝とならぶ国家的な行事であり、負担の面でみれば同じように大量の人馬を必要とする点でもっとも重い交通夫役の一つであった。もっとも、こうした行事は主に近世の前期に集中しており、日光社参にしても二代秀忠、三代家光、四代家綱の代まで一六回を数えるのに対し、以後は一七二八年(享保一三)八代吉宗、一七七六年(安永五)一〇代家治、一八四三年(天保一四)一二代家慶の三度しか行なわれていない。日光社参はまさに一世一代の大行事となっていたわけであるが、真鶴村や岩村を含む関所掛りの村は、その負担を根拠に幕府に働きかけ、享保以降の社参人馬役を免除されたのである。以下安永社参の人馬役が免除される過程を追いつながら、関所役の位置づけと負担する側の意識についてみていくことにしよう(『湯河原町史』1 No.41・42)。

一七七五年(安永四)閏二月、幕府は関八州の村々に対して、翌年四月の日光社参について御料・私領にかかわらず、江戸・岩槻・古河・宇都宮・日光に寄人馬を差し出すことを命じた。日光社参の人馬役は通常の宿継ぎとは違って將軍の宿泊所までを付け通す泊り継ぎであり、しかも大量の人馬が必要であったから、助郷役を勤

める村以外にも人馬役Ⅱ寄人馬が課せられたのである。ちなみに安永社参の寄人馬は高千石につき人足七人・馬七疋、享保社参が高千石につき人足五人・馬七疋であった。そしてこの寄人馬を徴発し、編成する役目を任されていたのが関東郡代の伊奈氏であった。遠方の、しかも長い距離を付け通す寄人馬は、できればどの村でも避けたい役負担ではあったが、だからといって簡単に免除が果たされるようなものでもなかった。もっとも、幕府の側では社参の御供や御用掛りを勤める大名・旗本の領地など、一定の基準で寄人馬を免除する措置をとっていたが、とくにこの免除規定のなかに「前々より除来」ものについては免除するという規定があった。前例を重視する近世社会では、例えば前代から続くような諸役免除の特権、あるいは将軍家への役を勤めたような由緒によって一定の役負担を免除されるのは一般的にみられることである。また、ある一定の重い役負担を勤めていれば、他の役負担を免れるというのがある。いわゆる二重役負担の回避は領主側からも認定されたものであった。しかしながら、それを主張するにはそれなりの証拠が必要であったし、さらにこれを恒常的なものとするためにはその証拠を調べて、これを前例として確定させる必要があった。

寄人馬徴発の触れを受け取った根府川関所掛りの村々、すなわち岩・真鶴・福浦・吉浜・鍛冶屋・堀之内・宮下・宮上・門川村の九か村では、早速藩当局と連絡を取りながら、吉浜村名主の五右衛門を惣代として、翌年一月一二日に伊奈半左衛門の役所へ寄人馬の免除を願い出た。九か村は、根府川関所の修復や御番衆の居宅の修復手伝人足、柵木の伐り出し・持ち送り・柵結人足、関所石垣ならびに垣結人足、大風雨で破損した際の取結人足などを差し出しているうえ、火事はいうまでもなく、野火の際もすぐさま駆けつけて防火にあたるなど、とにかく異変があれば昼夜に限らず関所に詰めることになっているので、先年より社参の人馬役は勤めてこなかったところ、享保社参の際には人馬役を勤めるようにとの御触れがあったので、関所役の前例をもって願い出たと

ころ、願いの通り免除となった。そこで、このたびもまた先年の通り免除にしてほしいというのである。この九か村が根府川関所掛りの村のすべてかどうかは定かではないが（表6参照）、少なくともこの九か村が関所掛り村の中心であったことは間違いのないところであろう。そこで今回もまたこれまでと同じように免除を願い出たのであるが、ことはそう簡単には運ばなかった。

願書に対する伊奈役所の回答は、先年より社参人馬を勤めていないのなら、その証拠書類や願書の控などがあらずであるから差し出せということであった。そこで惣代五右衛門は、享保社参の際には宮上村の宮右衛門が、「箱根・仙石原両御関所附」の登筋一〇か村と「根府川御関所附」九か村の惣代として願書を提出したということで、持参していたこの願書の控を差し出した。ところがこの願書は一九か村の村高を書き上げた部分を中心に前半分が欠けたものであったので、改めて一九か村の村高を書き上げた証文を作って一四日に提出した。それでも吟味は続き、今度は関所に対してどれくらい人足を勤めているのか、細かく調べて差し出すように命じられた。これに対する返答が提出されたのは二二日のことである。これによると、根府川の関所役として九か村では、一年におよそ二六五〇人ほどの人足を差し出しているが、不時の御用向や出火・野火などの防ぎ人足についてはわからないという。また、このなかで九か村側は、関所役以外の役負担として、浦御用はいうにおよばず、網代湊で御用船が難船などにあつた際の御用品々や、熱海往來の御用人馬、早川橋の掛け替え人足などをも差し出していると訴えている。さらに、日光社参の際にも藩主からの指示で関所要害の御固め御囲い人足を出しているというのである。それならばと伊奈役所では、負担した人足の割合帳を提出するように命じたが、これについては先年より定式のように勤めているから割合帳面は作成していないと答えると、それではその方どもの申すことは偽りになるではないかと論される始末であった。そのうえで二六日には、帰村して村々の「御役勤高土台

帳」をよくよく調べて出直すようにと命じられたのである。

結局ここで問題となったのは、現時点で役の負担を証明する証拠があるかどうかということであった。そこに村側の認識の甘さがあるとすれば、それは役免除を得るにも、明確な証拠とその積み重ねによって自らの力で立証しなければならなくなってきたということに対する認識が足りなかったということであろう。実際いったん帰村して吟味はしたものの、二月四日に改めて出府した際には、吉浜・宮下・門川村の三か村に根府川関所の「諸役割賦附込帳」と称する帳面があるだけで、他の六か村には書留などはないが、不十分とはいえ、この附込帳を調べてもらえば、六か村の勤め方もわかっていただけるだろうという願書を提出するのが精一杯であった。

しかしながら、これではとても説得することはできず、果たして伊奈役所の回答は、ほかの関所付村々との兼ね合いもあるので、根府川関所付村々だけ特別の取り計らいをすることはできない。このうちは関所付村一同より御憐愍願いを出すようにとのことであった。惣代の五右衛門は、いわれるままに願書を提出すると、この経過を小田原藩の江戸屋敷の目付所に報告して、二九日に江戸を後にした。

事態が急変したのは三月下旬になってのことである。馬喰町の公事宿柳屋十右衛門からの連絡で急いで江戸に上ると、二五日に呼出しを受け、その方どもの村々は関所役諸色を勤めているので、このたびの役人馬は免除するということである。この間の事情は不明ではあるが、おそらくほかの関所掛りの村でも免除願いが出され、その証拠書類が有効と認められたことで、根府川関所にも役免除が適用されたのであろう。

一八四三年（天保一四）四月に行なわれた天保社参の際には、社参が終わった翌月の五月に六関所掛りの村八二か村は、日光調所から「柵木諸色人足とも無代無償をもって年々勤めているので、寄人馬ならびに当分助郷を免除した」とする「免除帳」を発給してもらっている（『南足柄市史』3 №192）。おそらくは享保社参や安永社参

の時と違って、天保社参では六関所掛りの村々が一体となって訴願を行なったのであろう。しかもこの「免除帳」は、今後日光社参が行なわれた時に免除を願い出る際の先例証拠とするために頂戴したものだという。もちろんこの後二度と將軍が日光に参拝することはなかったのであるが、少なくとも日光社参をめぐる免除運動は、関所掛りの村にとって、関所役の重要性とそれを証拠として確認しておくことの大切さを痛感させたことであろう。